



# 日本版司法面接ガイドライン (新司法面接プロジェクト)

令和5年11月

特例認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ

# 目 次

<b>I. 本プロジェクトの意義・位置づけ</b> .....	<b>1</b>
<b>第1. 本プロジェクトの概要</b> .....	<b>1</b>
<b>第2. 用語法の整理</b> .....	<b>1</b>
1. 司法面接 .....	1
2. 司法面接プロトコル .....	4
3. 司法面接ガイドライン .....	5
<b>第3. 本プロジェクトの課題—外国由来の制度を日本に導入する困難を超えて—</b> ..	<b>6</b>
1. 司法面接実践の理解の難しさ .....	6
2. 日本の法制度との差異 .....	7
3. 子どもの社会文化的環境の差異 .....	8
4. 日本版司法面接ガイドライン及び日本版司法面接プロトコルの特徴 .....	8
<b>第4. ベストプラクティスの整理と日本版へのカスタマイズのために</b> .....	<b>9</b>
1. 本プロジェクトをベストプラクティスの整理として位置づける意図 .....	9
2. 世界各国のニーズに合わせたカスタマイズに関する NCAC の実績 .....	9
<b>第5. 本プロジェクトの主たる対象</b> .....	<b>10</b>
1. 刑事事件における証拠としての利用 .....	10
2. これまでの日本の状況 .....	11
3. 法改正に至る経緯 .....	11
<b>第6. 公開の目的</b> .....	<b>14</b>
<b>II. 日本版司法面接ガイドライン</b> .....	<b>15</b>
<b>初めに</b> .....	<b>15</b>
1. 日本版司法面接ガイドラインについて .....	15
2. 本ガイドラインが対象として想定する実践 .....	16

<b>第 1. 日本における司法面接に関する実践の現状</b> .....	<b>1 7</b>
1. 子どもに対する司法面接に関する日本の現状.....	1 7
2. 手続きの流れ.....	2 1
<b>第 2. 初期聴取 (Initial interview) .....</b>	<b>2 3</b>
1. 初期聴取を行う際の注意事項 .....	2 3
2. 初期聴取を行った場合に記録すべき事項.....	2 4
3. 初期聴取を行う際の指針.....	2 4
4. 初期対応のために必要な最低限の情報 .....	2 8
<b>第 3. 司法面接.....</b>	<b>3 0</b>
1. 子どもに対する司法面接の目的及び特徴.....	3 0
2. 開示に関わる機序 (ダイナミクス) .....	3 2
3. 子どもに対する支援 (ソーシャルサポート) .....	3 5
4. 面接室の準備.....	3 9
5. 事前準備 .....	4 0
6. 司法面接を実施するにあたって.....	4 4
7. 司法面接後の手続き .....	5 6
8. 研修方法 .....	5 8
<b>第 4. 今後の課題.....</b>	<b>6 0</b>
1. 初期聴取に関する啓発及び研修.....	6 0
2. 多機関多職種連携の向上 .....	6 0
3. 子どもに対する司法面接の中立性の向上.....	6 1
4. 面接者及び関係者のケア .....	6 2
5. 司法面接の録音録画記録媒体及びその内容 (データ) の保管や共有のあり方 .....	6 3
6. 公判審理のあり方に関して.....	6 4
7. 子どもに対する司法面接の限界.....	6 5
<b>第 5. 附録・参考資料.....</b>	<b>6 7</b>
ガイドライン一般について.....	6 7
代表者聴取等の現状について.....	6 7
初期聴取及び初期対応について .....	6 7
司法面接に関して.....	6 8
司法面接プロトコルについて.....	7 2

その他.....	7 2
ヒアリング対象.....	7 3

## 謝辞

新司法面接プロジェクトでは、本年3月に「特例認定NPO法人子ども支援センターつなぐ」のウェブサイト上で、本プロジェクトの中間報告を公表して以降、多くの実務者、研究者の方々からご意見をいただきながら、調査・研究を続けてきました。とりわけ、この間、本務に大変お忙しい中にもかかわらず、貴重な時間をさいて個別にヒアリングに応じてくださった皆様には心より感謝申し上げます。「特例認定NPO法人子ども支援センターつなぐ」の司法面接ガイドライン作成に際しては、大変多くの皆様のご協力並びにご指導ご鞭撻を頂戴し、ようやく発行の運びとなりました。改めて心より御礼申し上げます。

今回の新司法面接プロジェクトの実施にあたり、上野善様、上野誠様、木村寿克様、千葉昭夫様より特に大きなご支援を賜りました。ここにご尊名を記載させていただき、改めて謝意を申し上げます。

新司法面接プロジェクト検討委員会

令和5年11月

# I. 本プロジェクトの意義・位置づけ

## 第1. 本プロジェクトの概要

新司法面接プロジェクト（以下 本プロジェクトと呼ぶ）は、子どもの権利・利益の擁護に資することを目的として、日本の法制度や社会文化的環境により一層即したかたちで、子どもに対する司法面接が行われる必要があるとの認識に基づき、NCAC（National Children's Advocacy Center）によるコンサルティングを受けつつ、①司法面接に関わる人たちが使いやすく<sup>1</sup>、②中立性があり、③子どもに負担の少ない、日本版司法面接ガイドライン及び日本版司法面接プロトコルの研究・開発を行うものである。

## 第2. 用語法の整理

被害を受けた子どもの話を聴く際の多種多様な場面や方法に応じて、いわゆる「司法面接」に関する様々な用語が用いられている。本プロジェクトでは、それぞれの用語が指示するイメージを共有し、多機関多職種からなるプロジェクトメンバー間での用語法に起因する誤解を可能なかぎり回避するため、プロジェクト内での用語法の整理及び統一をはかってきた。その際には、用語法をめぐる新たな混乱を引き起こさないよう従来の日本の実践における用語法にできるだけ沿いつつ、議論の精緻化に資すると思われる際には、特定の場面や方法を切り出して用語を与えることとした。

以下では、本プロジェクトにおける用語法の整理の紹介を通じて、本プロジェクトの用語法に表れている基本的な考え方を示す。

### 1. 司法面接

#### (1) 司法面接 (forensic interviewing)

「司法面接」は、forensic interviewing を指す日本語として用いる。司法面接でイメージされる forensic interviewing は、米国型の CAC（Child Advocacy Center：子どもの権利擁護センター）における MDT（Multi-Disciplinary Team：医療、福祉及び司法その他の専門家等による多職種専門家チーム）体制のもと専門の面接者によって行われる子どもへの面接が一般的だが、英国では、捜査には直接関わらない警察官によって、特別に設けられた面接室で司法面接の趣旨に沿って行われる<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 本プロジェクトでは、日本で現在行われている取組みの実情や課題等を把握し、かつ実際の面接者らが利用又は参照可能な日本版司法面接プロトコルを作成するため、実際に代表者聴取、協同面接、司法面接に関わっている実務者及び研究者らとの協議やヒアリングを行った。

<sup>2</sup> 仲真紀子「子どもへの司法面接：国内外の動向と意義」研修 896 号（2023 年）13 頁（注 3）。

本プロジェクトでは、後述するように、司法面接の特徴を列挙するかたちで、その概念の明確化をはかっている。その内容は、強調の置きどころや細かなニュアンスの違いをおけば、先行研究の考え方や説明に沿うものである<sup>3</sup>。

他方、後述するように、英米における司法面接の実践やそれを裏付ける法制度と、日本におけるそれとの間には無視できない差異もあることから、日本におけるいわゆる「司法面接」の実践を厳密な（狭い）意味で司法面接（=forensic interviewing）と呼ぶことが精確といえるかについては慎重に検討すべき場面があると考えている。

## （2）司法面接的手法による聴取：現在の三機関通知に基づく代表者聴取及び協同面接

2015（平成27）年10月に最高検察庁、警察庁、厚生労働省の三者から共同で発出された通知に基づき、「代表者聴取」又は「協同面接」と呼ばれる取組みが行われてきた。また、同様の取組みを指して、法務省による資料等では「司法面接的手法による聴取」という用語が用いられている<sup>4</sup>。

参加する機関が三者か二者かによって名称を異にしているのか、単に機関ごとの観点からその内部での呼び名を異にしているだけなのか、相応の理由があることは推察されるものの、同様のものを指す複数の用語が併存していることは多機関多職種メンバーからなるプロジェクトにおける議論では煩雑である。他方で、これらの機関がいずれも、「司法面接」という用語の使用を慎重に避けてきたことには正当な理由があり、重要なことだと思われる。

さらに、2023（令和5）年6月に行われた刑法及び刑事訴訟法の改正により、後述する刑事訴訟法321条の3が新設され、同条第1項第1号で定められた者の供述及びその状況の録音録画記録媒体について、同条「第2号に掲げる措置が特に採られた状況の下でされたものであると認める場合であって、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第321条第1項の規定にかかわらず、証拠とすることができる」と定められた。

本改正における附帯決議（第211回国会閣法第58号）では、本条が伝聞例外の対象とした供述記録を「いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体」と呼びつつ、本条が定める証拠能力の特則が「刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された

<sup>3</sup> 仲真紀子編著『子どもへの司法面接 考え方・進め方とトレーニング』（有斐閣、2016年）4-7頁等。

<sup>4</sup> なお、この通知以前から児童相談所では同様の方法による子どもへの面接が「（法的）被害事実確認面接」として実践されており、現在でも児童相談所内において継続されている。（日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き』（有斐閣、2014年）94-98頁、厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者柳澤正義）：児童相談所における性的虐待対応ガイドラインに関する研究（研究分担者山本恒雄）」「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」2頁等を参照。）

司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう」求めている。

そこで、本プロジェクトにおいては、「いわゆる司法面接的手法を用いた聴取」のうち多機関多職種連携に基づく初期供述の確保を目的として行われる代表者聴取<sup>5</sup>及び協同面接と同義として、かつ、米国における forensic interviewing を指す訳語としての「司法面接」とは異なるものとして、「日本版司法面接」と呼ぶこととし、本プロジェクトの目的を日本版司法面接ガイドライン及び日本版司法面接プロトコルの研究・開発と表現している。また、本プロジェクトにおいて、特に日本の文脈で単に「司法面接」というときには、「日本版司法面接」のことを指している。

### (3) 初期聴取=Initial Interview

司法面接は子どもから被害に関する話を聴く最初の場面ではない。子どもの被害が発覚する、あるいは、子どもが初めて被害開示を行う際には、最初にそれに対応する者による聴取が行われるのがほとんどである。本プロジェクトでは、この「被害が発覚する、あるいは、子どもが初めて被害開示を行う際に、最初にそれに対応する者による聴取」を「初期聴取」と呼ぶ。これは、英米の司法面接ガイドラインの中で Initial Interview と呼ばれる場面对応する日本語訳である。本プロジェクトのガイドラインにおいても、その後の司法面接記録の証拠能力にも影響を与え得る初期聴取の場面として別個の項目を立て、初期聴取における留意事項等を記載している。

### (4) 司法面接後の調査・捜査あるいは支援等における子どもとの接触

司法面接は、子どもの初期供述の確保、すなわち、できる限り早い段階で、子どものより正確な初期供述を得て、迅速な子どもの安全確保につながるとともに、後に続く刑事裁判における証拠を確保する意義を有している。司法面接による子どもの初期供述の確保は、一連の当該事案における調査・捜査、あるいはその後の支援等のプロセスの初期段階に過ぎず、司法面接後も当該事案の調査・捜査あるいは支援等は相当の期間にわたって続けられるのが通例である。その過程において、調査・捜査としての事情聴取、刑事手続の流れに関する説明、証人テスト等、必要に応じ関係機関らによる子どもへの接触がなされる。それらの場面は、上述の初期聴取、日本版司法面接とはまた別の観点からの規律に従うものとして整理して理解しておく必要がある。

---

<sup>5</sup> 初期供述確保のための代表者聴取等の後に追加的な捜査等のために司法面接的手法を用いた子どもの面接（聴取）が行われる場合もあるが、その面接は「日本版司法面接」には該当せず、後述する「(4) 司法面接後の調査・捜査あるいは支援等における子どもとの接触」に該当するものとして整理している。なお、司法面接は証拠獲得の手段の一つに過ぎず、司法面接の後に行われる聴取等が司法面接と同一の態様で実施されなければならないわけではない。

## 2. 司法面接プロトコル

本プロジェクトでは、「実践・研究に基づき開発された、司法面接者が身に付けておくべき知識と遵守すべき面接実施手順をパッケージとしてまとめた指示書」を指して「司法面接プロトコル」あるいは単に「プロトコル」と呼んでいる。

具体的には、例えば米国で使用されている主要なプロトコルとして、American Professional Society on the Abuse of Children (APSAC) による Forensic Interviewing in Cases of Suspected Child Abuse<sup>6</sup>、CornerHouse Interagency Child Abuse Evaluation and Training Center による The CornerHouse Forensic Interview Protocol<sup>7</sup>、National Child Protection Training Center (NCPTC)（現在は Zero Abuse Project に引き継がれた）による ChildFirst® Forensic Interview Protocol<sup>8</sup>、National Children's Advocacy Center (NCAC) による National Children's Advocacy Center's Child Forensic Interview Structure<sup>9</sup>、National Institute of Child Health and Human Development (NICHD) による NICHD Protocol<sup>10</sup>が挙げられる。これらの「指示書」は、日本では「プロトコル」と呼ばれていることが多いと見受けられるが、世界的にも定まった呼称が与えられているわけではなく、「プロトコル」、「ガイドライン」、「ストラクチャー」、「モデル」、「研修プログラム」等と呼ばれてもいる。

ここで本プロジェクトがその呼び方を「プロトコル」としたのは、後述する「ガイドライン」との区別を明確にすることを主たる目的とした、あくまで便宜的なものである。なお、本来、プロトコル（あるいは、ガイドライン、研修プログラム等と呼ばれるもの）は面接の構造部分のみではなく、実施手順全体のパッケージを指すと思われるが、日本においては、子どもに対するインタビューそのものの構造部分（特に台本化されたものについ

<sup>6</sup> [https://www.apsac.org/\\_files/ugd/4700a8\\_06b064b4cc304ccc97be55a945acd90d.pdf](https://www.apsac.org/_files/ugd/4700a8_06b064b4cc304ccc97be55a945acd90d.pdf).

<sup>7</sup> [https://static1.squarespace.com/static/5da61df2de233e586746cdfef/t/5e618350f11f6b3cb9717ced/1583448913105/CH+Protocol\\_ReferentCard\\_DEC2018\\_v2.pdf](https://static1.squarespace.com/static/5da61df2de233e586746cdfef/t/5e618350f11f6b3cb9717ced/1583448913105/CH+Protocol_ReferentCard_DEC2018_v2.pdf).

<sup>8</sup> <https://www.zeroabuseproject.org/for-professionals/childfirst-forensic-interview-training/>. プロトコル自体は非公開、その概要については Rita Farrell, & Victor Vieth. ChildFirst® Forensic Interview Training Program, APSAC ADVISOR, 32(2), 56-63 (2020)を参照。

<sup>9</sup> [https://www.nationalcac.org/wp-content/uploads/2019/02/NCAC\\_CFIS\\_Feb-2019.pdf](https://www.nationalcac.org/wp-content/uploads/2019/02/NCAC_CFIS_Feb-2019.pdf).

<sup>10</sup> アメリカ・ワシントン DC にある National Institute of Child Health and Human Development において心理学者である Michael E. Lamb とその共同研究者らによって開発され、2007年に初めて公表された後、2008年に基礎となる研究の全体像をまとめたモノグラフとして公刊された（2018年に改訂されている）。M. E. Lamb, K. J. Sternberg, P. W. Esplin, I. Hershkowitz, & M. Hovav, A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231 (2007); Michael E. Lamb et al., *Tell Me What Happened: Structured Investigative Interviews of Child Victims and Witnesses* (2008); Michael E. Lamb et al., *Tell Me What Happened: Questioning Children About Abuse* (2nd ed. 2018).

てはその台本部分) という非常に狭いイメージで用いられていることが多いように思われる。言うまでもなく、本プロジェクトがプロトコルと呼ぶのは、そのような狭い部分だけではなく、司法面接者が身に付けておくべき知識と遵守すべき面接実施手順をパッケージとしてまとめた指示書全体を指している。

このプロトコルと後述するガイドラインとの区別の一つの視点は、プロトコルが司法面接者に対する指示書であるのに対して、ガイドラインは司法面接者のみならず、司法面接を制度的に運用する関係者らに対する全般的な指示及び留意事項を含む点にあるといえる。また、司法面接者に対するプロトコルは、面接者に対して行われる研修プログラムと対をなすものとして使用されるのが一般的である点で、ガイドラインとはその機能が異なっている。ガイドラインの中で司法面接において遵守すべきプロトコルが詳細に指示されている法域<sup>11</sup>を除けば、司法面接者はガイドラインの求める水準を満たす複数のプロトコルの中で、子どもにとって最適であり、自身が研鑽を積み習熟している任意のプロトコルを使用して面接を行うのが通例である。

### 3. 司法面接ガイドライン

本プロジェクトでいう「司法面接ガイドライン」とは、「司法面接を結節点として、いずれのプロトコルを採用して司法面接を実施するにせよ参照すべき、被害の発覚又は開示から刑事裁判へ至る多機関多職種連携による児童虐待対応のあり方を定めた（政府等による）指針」を意味する。司法面接プロトコルが主に司法面接者に向けられた必要な知識と手順に関する指示であるのに対して、司法面接ガイドラインは、司法面接者に限らずより広く連携に関わる人たちに共有され、また、対応体制をシステムとして運用する人たちの共通の指針とされるべきものと位置づけられる点で異なる機能を有している。司法面接それ自体は児童虐待への一連の対応の一局面に過ぎないが、児童虐待対応における多機関多職種連携の結節点として特異な機能を果たしているがゆえに、司法面接ガイドラインが果たす機能の重要性は非常に高い。

<sup>11</sup> ガイドラインの一部にプロトコルが埋め込まれてガイドラインとプロトコルが一体化したかたちをとることが多い。例えば、ミシガン州司法面接プロトコルや英国内務省によるガイドラインを参照。State of Michigan Governor’s Task Force on Child Abuse and Neglect and Department of Health and Human Services, *Forensic Interviewing Protocol* (4th ed. 2017) (<https://www.michigan.gov/mdhhs/-/media/Project/Websites/mdhhs/Adult-and-Childrens-Services/Abuse-and-Neglect/Forms-and-Publications/DHS-PUB-0779.pdf?rev=e616e91287f543219b1e7d1beb906248&hash=4ED9AF3BA70EB9F0323B2B8957A213A7>); Ministry of Justice, & Nation Police Chief’s Council, *Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings: Guidance on Interviewing Victims and Witnesses, and Guidance on Using Special Measures* (4th ed. 2022, updated 2023) ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1051269/achieving-best-evidence-criminal-proceedings.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1051269/achieving-best-evidence-criminal-proceedings.pdf)).

例えば米国では、各州レベルで公的な司法面接のガイドラインが作成され<sup>12</sup>、全米のCAC認証機関であるNCA (National Children's Alliance) もガイドラインを示しており<sup>13</sup>、そのガイドラインに従って各地域のCACによる司法面接が実践されている。それらのガイドラインは特定のプロトコルの使用を推奨するものではなく、いずれのプロトコルを使用するとしても、各CACにおける司法面接が満たすべき標準を定めるものである。

日本において、どの地域においても司法面接が適切に実施されていくためには、今後、司法面接の構造部分だけでなく、一連の児童虐待対応システムの中における（司法面接を含む）子どもに対する聴取の全体像とそのあり方を示すガイドラインの作成が求められる。また、日本版司法面接の録音録画記録媒体に特別な証拠能力を付与する場合、何が日本版司法面接の記録といえるかを明確にする必要がある。そのための方策の一つは特定のプロトコルを採用して制度化することであるが、そうしない場合には、実際の面接において多種多様な面接プロトコルのいずれが使用されるとしても、録音録画記録媒体に証拠能力を付与するに値する司法面接といえるために満たすべき標準を示す「ガイドライン」の策定は論理的に不可欠である。

そこで本プロジェクトでは、司法面接を一連の児童虐待対応システムの中に適切に位置づけ運用する重要性に鑑み、今後期待される、当局によるガイドラインの策定へ向けた、あり得べきガイドラインに関する議論のたたき台としてその姿を素描することを試みた。

### 第3. 本プロジェクトの課題

#### —外国由来の制度を日本に導入する困難を超えて—

##### 1. 司法面接実践の理解の難しさ

現在日本で紹介及び実践されている司法面接は、元々、外国の児童虐待法制<sup>14</sup>、対応機関のあり方を前提とした、一連の児童虐待対応システムの一部をなすものである<sup>15</sup>。し

<sup>12</sup> 例えば、米オレゴン州のガイドラインを参照。Oregon Department of Justice, Crime Victim and Survivor Services Division, & Child Abuse Multidisciplinary Intervention (CAMI) Program, *Oregon Interviewing Guidelines* (4th ed. 2021, updated 2021) (<https://www.doj.state.or.us/wp-content/uploads/2018/03/OIG-2021-Final.pdf>).

<sup>13</sup> National Children's Alliance, *National Standards of Accreditation for Children's Advocacy Centers* (2023) (<https://www.nationalchildrensalliance.org/wp-content/uploads/2021/10/2023-RedBook-v5B-t-Final-Web.pdf>).

<sup>14</sup> 諸外国における「児童虐待」は、日本で法律上定義されている「児童虐待」（児童虐待の防止等に関する法律2条各号）よりも幅広いものを指すことが多いことに注意されたい。また、本プロジェクトの対象は、必ずしも日本法上定義されている「児童虐待」に限定されるわけではない。

<sup>15</sup> なお、英国で行われている司法面接に関する実践を紹介するものとして以下がある。英国内務省ほか編『子どもの司法面接 ビデオ録画面接のためのガイドライン』、その後継として、前掲注11) Home Office et al., *Achieving best evidence in criminal proceedings* (ABE)。

かしながら、多機関多職種が複雑に連携して対応する児童虐待対応システムについて、外国の制度をシステム全体として理解することは容易ではない。そのため、そのシステムの中で、特に子どもに対する司法面接における実際の聴取部分、すなわち、スクリプト化された面接の台本部分のみが日本の関係者らの間で広く知られ、司法面接イコール面接の台本部分というイメージが定着しているのは無理もないことである。それが日本において司法面接を普及させるのに貢献した一方で、面接の前後も含めた子どもに対する支援（ソーシャルサポート）の意義や研修のあり方など子どもに対する司法面接の構造全体についての理解が広がっていないことにより、スクリプト化された面接構造の形式的な厳守にこだわるプロトコルの独り歩き、誤解による弊害も散見されるように思われる。例えば、面接の実施回数は必ず一回でなければならない、面接前には子どもに何も話させてはいけなく、といった誤解が運用に影響を与えているとの声も聞かれる。子どもの負担を軽減しつつ、適切な刑罰権行使も含む、より子どもの利益にかなった事案対応を実現するための最善の証拠を収集するという、司法面接の目的をよりよく達成するためには、ガイドラインの策定に加え、一連の児童虐待対応システムの中に司法面接全体を位置づけ理解したうえで、司法面接のプロトコルが定める手順や方法の一つ一つがなぜそう定められているのか、プロトコルの目的及び背景への深い理解に基づくバランスの取れた運用が行われる必要がある。

## 2. 日本の法制度との差異

### (1) CAC・MDTの法制度化の有無

子どもに対する司法面接がその一部をなす児童虐待法制に関して、例えば、現在日本で実践されている子どもに対する司法面接の母国である米国と比較すると、様々な場面に影響を与える最も大きな違いは、米国の児童虐待対応システムの要であるCAC・MDT<sup>16</sup>が日本では法制度化されていないという点である。そのことに起因して、日本と米国では以下のような差異が見られる。

- ・被害の発覚から司法面接までの時間の長さ

被害の発覚直後に被害者がCACにて面接を受ける米国とは異なり、日本では被害が最初に発覚してから司法面接までの時間が比較的長い傾向にあるため、例えば司法面接前の供述の保全などを含む、司法面接前の対応方法に関する特別な手当が必要となる。

- ・主に検察官を面接者とする司法面接

日本では、CAC所属の面接専門官ではなく、証拠法上の利点に関する考慮を主たる理由として、子ども対応の専門家ではない法律の専門家である検察官が司法面接を担当す

---

<sup>16</sup> CAC (Child Advocacy Center : 子どもの権利擁護センター) とは、MDT (Multi-Disciplinary Team : 医療、福祉及び司法その他の専門家等による多職種専門家チーム) が児童虐待対応の中心となり、初期対応において、虐待を受けた子どもが調査・捜査のための面接(司法面接)と医療機関による系統的全身診察を受けられるワン・ストップ・センターのことである。

ることが最も多い。面接者に関する日本の実情を踏まえ、その違いから生じる具体的な課題についても、必要に応じて対応をしていく必要がある。

## **(2) 刑事実体法、刑事訴訟法など子どもを被害者等とする事案に関する刑事法制の違い**

児童虐待罪規定の有無という実体法上の違いに加え、子どもに対する司法面接のあり方に直接影響を与える刑事法制上の差異として、例えば、日本の刑事手続では米国よりも犯罪行為の日時をより具体的に特定することが要求されるという点が挙げられる。ここでは、そもそも子どもの記憶の特性上、犯罪行為の日時の特定が構造的に困難であるという認識が司法面接制度の前提となっていることを理解したうえで、日本における刑事法制と外国由来の司法面接制度の齟齬を埋める努力が必要である。さらに、翻って、現在の刑事司法制度が成人を対象に設計され、運用されてきたことを考えると、従来の刑事司法制度のあり方が子どもを被害者や重要な参考人とするような事案においても真に理由のあるものといえるのかについて、刑事司法に携わる専門家らも司法制度の原理的基礎に遡って自省し、点検ないし見直しに真摯に取り組むことが求められているといえよう。

## **3. 子どもの社会文化的環境の差異**

現在参照可能な司法面接ガイドラインやプロトコルのほとんどは、欧米の社会文化的環境にある子どもの特性を対象とした研究をベースに、欧米における実践を踏まえて開発・改訂されてきたものである。日本の子どもにも共通する部分は多くあると思われるものの、既に日本における実践を通じて明らかになってきた日本の子どもに特徴的な特性については、追加的な工夫や特別な手当てを検討する必要がある。

## **4. 日本版司法面接ガイドライン及び日本版司法面接プロトコルの特徴**

本プロジェクトが研究・開発する日本版司法面接ガイドライン及び日本版司法面接プロトコルは、以上のような日本の法制度及び社会文化的環境により一層即したものとなっている点に特徴がある。例えば、現在日本においてCACが法制度化されていないために、諸外国に比べて被害の発覚から司法面接までの期間が長くなる傾向があることに対応して、当該期間における子どもとの関わり方について明記している。また、欧米の子どもに比べて日本の子どもは司法面接において話したがらない傾向にあることを踏まえて、効果的な司法面接の実現に向けた準備や面接の実施方法について記載している。

日本における司法面接の実践は、法制化を含め未だ緒に就いたばかりである。本プロジェクトが描いた司法面接の姿も、発展途上の過渡期（萌芽期）の姿に過ぎない。日本の実情に即しつつ現実的なステップを重ねながら更なる進化を続けていくためになお検討すべき課題は少なくない。そこで、本プロジェクトの検討を通じて明らかとなった日本における今後の課題についても、できる限り具体的に言及することとした。

## 第 4. ベストプラクティスの整理と日本版へのカスタマイズのために

本プロジェクトでは、日本版司法面接ガイドラインと日本版司法面接プロトコルの研究・開発にあたり、以下の理由から NCAC (National Children's Advocacy Center) へコンサルティングを依頼することにした。

### 1. 本プロジェクトをベストプラクティスの整理として位置づける意図

子どもに対する司法面接の実践が広く行き渡っている米国においても、面接者が複数の異なる司法面接トレーニングプログラムの研修で学び、また、実際の面接においては子どものニーズに応じて複数のトレーニングプログラムの特徴がブレンドされたプロトコルを規定して用いることも珍しくない。そのような状況の中で、複数の主要なトレーニングプログラムを比較検証しつつ、実践を通じて得られた現在の専門的知見をベストプラクティスとして整理・統合するプロジェクトが米国司法省により進められ<sup>17</sup>、2015年にその成果が Child Forensic Interviewing: Best Practices<sup>18</sup> (以下、「Best Practice」とする。)として公表されている。そこで、本プロジェクトは、上述の課題を念頭に日本の法制度や社会文化的環境に即した日本版司法面接ガイドライン及び日本版司法面接プロトコルを開発するという目的のもと、この Best Practice 作成において議論を牽引した NCAC にコンサルティングを依頼することにした。日本においても、現時点での暫定的なものであるとはいえ、どのトレーニングプログラムの研修を受けた面接者にとっても有用な標準となり得るある種のベストプラクティスを提案してみることに少なからぬ意義があると考えたからである。

### 2. 世界各国のニーズに合わせたカスタマイズに関する NCAC の実績

前述のとおり、本プロジェクトの主たる目的の一つは、実践を通じて次第に明らかになってきた、外国由来の司法面接と日本の法制度や社会文化的環境との差異から生じる問題を、できる限り日本の状況に合わせて改善することにある。この点で、NCAC は、1985年の設立以来、2022年現在で 34 カ国に対して、CAC モデルや MDT についての研修やコンサルテーションを実施してきたことに加え、最新の研究とベストプラクティスを基礎にしつ

---

<sup>17</sup> このプロジェクトには、American Professional Society on the Abuse of Children (APSAC)、CornerHouse Interagency Child Abuse Evaluation and Training Center、Gundersen National Child Protection Training Center、National Children's Advocacy Center (NCAC)、National Institute of Child Health and Human Development (NICHD)の代表者が参加した。

<sup>18</sup> Chris Newlin, Linda Cordisco Steele, Andra Chamberlin, Jennifer Anderson, Julie Kenniston, Amy Russell, Heather Stewart, & Viola Vaughan-Eden, *Child Forensic Interviewing: Best Practices* (2015) (<https://www.nationalcac.org/wp-content/uploads/2016/07/Child-Forensic-Interviewing-Best-Practices.pdf>).

つ、それぞれの国のニーズに合わせたカスタマイズを行ってきたことから、本プロジェクトにおける開発パートナーとして最適であると考え<sup>19</sup>。

## 第5. 本プロジェクトの主たる対象

### 1. 刑事事件における証拠としての利用

本プロジェクトでは、主として、子どもが被害者や重要な参考人である事案のうち、例えば性犯罪のような、刑事事件としての立件が想定され得る事案を対象として、子どもの供述を証拠にすることを念頭に、子どもに対する司法面接のガイドライン及びプロトコルの研究・開発を進めてきた。

刑事事件では、加害者とされる者（被疑者あるいは被告人）の権利を保障して、無罪とすべき者を有罪とすることがないようにしなければならないため、子どもの供述の信用性についても厳格な吟味が求められる。そのような吟味に耐え得るかどうかは、児童や心理の専門家だけではなく、法律の専門家も加わった多機関多職種連携による検討が不可欠であり、上記のような事案は本プロジェクトの対象とするのに相応しいと考えられる。

一方で、こうした厳格な吟味が求められる結果、例えば被害の状況を供述することが容易でない子どもが被害者になった場合に、その権利・利益の擁護が十分になされていない懸念もある。被害者になった子どもが、もし加害者の処罰を求めるのであれば、過大な負担に苦しめられることなく、安全が確保された環境下で供述する権利が保障されるべきことに異論はないであろう。これまで権利・利益が十分に擁護されてこなかった子どもを救済することも、本プロジェクトが刑事事件としての立件が想定され得る事案を主たる対象とする理由である。

刑事司法に携わる専門家としては、裁判官、検察官、刑事弁護人、警察官等が考えられる。しかし、彼らは刑事司法の専門家であっても、子どもの特性や発達段階についての専門家とはいえない。また、子どもが被害者や重要な参考人である事件であっても、現行法上は成人と子どもとの取扱いに差異が設けられていないため、成人が被害者や重要な参考人となる事案と同様のやり方で、刑事事件が進行していく傾向があることも否定できない。そのことが、被害者となった子どもの権利・利益が十分に擁護されてこなかった一因といえよう。本プロジェクトが刑事事件としての立件が想定され得る事案を主たる対象にすることによって、刑事司法に携わる専門家が、実証的な根拠に基づいて子どもの特性や発達段階に配慮し、より適正な刑事司法の実現に向けて一層努力し続けることにつながることを期待している。

---

<sup>19</sup> NCAC ウェブサイト International trainings and consultation (<https://www.nationalcac.org/international-training-and-consultation/>).

## **2. これまでの日本の状況**

日本では、2015（平成27）年10月28日付けで最高検察庁、警察庁及び厚生労働省の三機関による通知が発出され、子どもの負担軽減及びその供述の信用性を確保する観点から、検察、警察及び児童相談所の三機関が連携し、代表者が子どもから聴取する「代表者聴取」及び「協同面接」の取組みが実施されるようになった。この代表者聴取等の取組みでは、司法面接的手法を用いた聴取が行われている。法務省によれば、その実施件数は着実に増加を続け、2020（令和2）年には2,124件に及んでいる<sup>20</sup>。前述したとおり、証拠法上の利点があることから、聴取の主体は検察官になることが多く、2020年では1,566件（73.21%）が検察官によって聴取されている<sup>21</sup>。

しかしながら、日本の刑事裁判では、被害者であってもその被害に遭った状況を公開の法廷（公判廷）で証人尋問の手続きにより裁判官の前で供述をすることが原則とされている。そうでなければ、司法面接の結果として作成される録音録画記録媒体であっても、いわゆる伝聞証拠とされ、公判廷での証拠にすることはできない。

例外的に、刑事訴訟法の規定により、証人尋問の手続きによらずに、司法面接の結果として作成される録音録画記録媒体を証拠にすることができる場合がある。その一つは、被告人側が証拠とすることを争わず同意した場合（同法326条1項）であり、もう一つは、被害者が公判廷で供述することができないなど、法が定める要件に該当する場合（同法321条1項2号あるいは3号）である<sup>22</sup>。後者は、検察官の前でした供述に対して、検察官以外の者の前でした供述よりも容易に証拠としての利用を認める点に利点があると考えられている。しかしながら、後者の規定に従って司法面接の結果として作成される録音録画記録媒体を証拠とする事案は多いとはいえ、法務省の報告によれば、前記代表者聴取等の取組みによって作成された録音録画記録媒体のうち、公判廷で被告人の有罪を認定するための証拠として用いられたのは27件に過ぎず、うち23件は被告人側が証拠とすることを争わずに同意した場合であった<sup>23</sup>。

## **3. 法改正に至る経緯**

2021（令和3年）年10月から開催された法務省法制審議会刑事法（性犯罪）部会では、性犯罪規定の見直しと合わせ、司法面接によって作成された録音録画記録媒体を証拠にすることの可否が議論された。その結果、2023（令和5）年2月、性犯罪の被害者等の供述及び状況を録音録画した記録媒体について、新たに証拠とすることができる例外の要

<sup>20</sup> 法務省法制審議会刑事法（性犯罪）部会第5回会議配布資料10「代表者聴取の取組の実情」10頁。

<sup>21</sup> 前同13頁。

<sup>22</sup> 検察官が聴取の主体となった方がこの例外が認められやすくなっていることが、現在の代表者聴取等において検察官が聴取の主体になることが多い理由になっている。

<sup>23</sup> 前掲註20頁。2018年4月1日から2021年3月31日までに判決を言い渡された刑事裁判における件数である。

件を設ける要綱（骨子）案がまとめられ、これに基づいて同年6月に刑法及び刑事訴訟法が改正され、新たな伝聞例外を認める規定として、刑事訴訟法321条の3が新設されるに至った。その概要は以下のとおりであり、同年12月までに施行されるものとされている。

### 刑事訴訟法 321 条の 3

第1項 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であって、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、刑事訴訟法321条1項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。

この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

#### 第一号 次に掲げる者

イ 不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、不同意わいせつ等致死傷若しくは16歳未満の者に対する面会要求等、わいせつ又は結婚目的略取及び誘拐若しくはわいせつ又は結婚目的の人身売買、わいせつ又は結婚目的の略取及び誘拐、わいせつ又は結婚目的の人身売買の罪を犯した者を幫助する目的での被略取者等引渡し等、わいせつ目的被略取者等引渡し等若しくは強盗・不同意性交等及び同致死又はこれらの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童に淫行をさせる行為若しくは児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもってこれを自己の支配下に置く行為又は児童買春、児童買春周旋、児童買春勧誘、児童ポルノ所持、提供等若しくは児童買春等目的の人身売買等、性的姿態等撮影、性的影像記録提供等、性的影像記録保管、性的姿態等影像送信、性的姿態等影像記録の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者

#### 第二号 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

第2項 前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第29条第1項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

改正法が施行された後には、実際の刑事事件において、同条が定める「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置」及び「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置」に該当するか否かを裁判所が判断する必要がある。この「必要な措置」は、法改正に至る法制審議会での議論において、「司法面接的手法の中核的な要素」と位置づけられているが<sup>24</sup>、その内実が明確ではないとの意見が出され<sup>25</sup>、法務省に対し、抽象的な内容を具体化するための協議を続ける協議会などの枠組みや、ガイドラインの策定などを警察庁、厚生労働省、民間の関係機関などと検討することを望むという意見も示された<sup>26</sup>。

本プロジェクトは、こうした要望に応じて、民間の関係機関として「必要な措置」の内実を明らかにしようとするものでもある。本プロジェクトが公表する日本版司法面接ガイドライン及び日本版司法面接プロトコルは、「必要な措置」のすべてを明らかにするものではないが、少なくとも本プロジェクトが公表するガイドライン及びプロトコルに従って子どもへの聴取が行われている限り、「必要な措置」が特に採られたと認められてよいと考えている。改正法の適正かつ円滑な運用によって、着実に子どもの負担が軽減されていくことが望まれる。

なお、同条は訴訟関係人に対して供述者を証人として尋問する権利を認めており、同条の施行後も子どもが証人として法廷で尋問を受ける場面は残ることになる。しかし、証人尋問の手続きは、特に被害者となった子どもへの負担が過大であるばかりでなく、子どもの特性や発達段階について理解のない訴訟関係人からの尋問によって、子どもから不正確な証言を引き出し、かえって真相の解明を阻害する側面もある。こうした事態に陥らないためには、訴訟関係人のみならず、特に訴訟指揮権を有し尋問をコントロールできる立場にある裁判官が、子どもの特性や発達段階を理解し、適切に訴訟指揮権を行使することが肝要である<sup>27</sup>。

<sup>24</sup> 法制審議会一刑事法（性犯罪関係）部会第10回会議議事録4頁〔浅沼幹事発言〕。

<sup>25</sup> 同部会第12回会議議事録34頁〔宮田委員発言〕及び37頁〔金杉委員発言〕。

<sup>26</sup> 同部会第13回会議議事録21頁〔長谷川幹事発言〕。

<sup>27</sup> 法廷における尋問のあり方を危惧する具体例として、前掲註2) 仲・11-12頁参照。

## 第 6. 公開の目的

今回公表した「日本版司法面接ガイドライン」は、もとより完成版ではなく、議論のたたき台となるべきものであり、引き続き多方面からのご批判、ご叱責を賜り、よりよいガイドライン及びプロトコルを構築していきたいと考えている。こうした取組みを通じて、日本でも子どもに対する司法面接がより一般的な手法として広がり、子どもの権利が十分に擁護される社会が実現することが、このプロジェクトの目的である。

## II. 日本版司法面接ガイドライン

### 初めに

#### 1. 日本版司法面接ガイドラインについて

日本版司法面接ガイドライン（以下、「本ガイドライン」とする。）は、主に虐待行為や暴力行為等（以下、「虐待行為等」という。）の被害を受けたおそれのある子どもを対象としつつ、虐待行為等や何らかの事件を目撃したおそれのある子どもも含め、子どもに対して司法面接や司法面接的手法を用いた聴取（以下、これらを総称して「日本版司法面接」、又は単に「司法面接」という。）を実施する際の一般的な指針を示すものである。そのことによって、子どもの利益にかなった事案対応のための調査・捜査の一環として、日本において子どもに対する司法面接がより効果的に実施されることを目指している。このような目的のもと、本ガイドラインでは、調査・捜査の一局面である面接それ自体だけでなく、面接が実施されるまでの過程や面接により得られた子どもの供述の利用方法など、面接前後の活動についても日本版司法面接を含む調査・捜査において重要と思われる範囲で言及する。本ガイドラインは、究極的には、全国の子どもたちが適正な手続きのもとその権利・利益を十分に擁護されると同時に、より公正な事案対応が行われることに少しでも貢献することを目標としたものである。

子どもに対する司法面接は、科学的な知見やそれを基礎にした各種実践の成果を踏まえたかたちで実施されなければならない。一方で、司法面接が日本の文化、社会及び法制度などに適合したかたちで実施されなければ、日本の子どもたちの権利・利益を擁護することはできない。そこで、本ガイドラインが示す日本版司法面接に関する一般的指針は、NCACのコンサルテーションを受けながら、日本国内における実務者からのヒアリングなどによって、司法面接や隣接諸領域に関する研究・実践の成果に即しつつ、かつ現在の日本の文化、社会及び法制度などにも配慮したものを目指している。ただし、実際の子どもたちは、一人ひとりが全く異なる事情を抱えている。そのため、実際の事案対応にあたっては、完璧で絶対な方法などないことを前提に、本ガイドラインを厳格に適用するのではなく、本ガイドラインを利用又は参照しつつ、目の前の子どもにとって最も適切な方法を検討することが肝要である。そうすることによって初めて、全く異なる事情を抱えているそれぞれの子どもにとって望ましい事案対応を実現することができる。

子どもに対する虐待行為等への対応方法については、現時点においても、司法面接的手法を用いた聴取など日本版司法面接の実践が積み重ねられており、そのような実践に対応した法改正が進められるなどしている。このように、子どもに対する虐待行為等は日本に

においても社会の耳目を集めている関心事であり、この問題に関する法制度や組織体制、事案対応のあり方が目まぐるしく変化している。加えて、司法面接や隣接諸領域に関する研究及び実践は日進月歩の状況にあり、今後も発展していくことが予想される。それらの変化及び発展に即して、本ガイドラインが示す指針も常に吟味され、その時々に合わせて、より子どもの利益にかなった事案対応が日本において実現されるように修正又は改善され続ける必要があることには留意しなければならない。

## **2. 本ガイドラインが対象として想定する実践**

本ガイドラインは、2023年11月時点（以下、「現時点」とする。）における法制度や組織体制、事案対応等を前提に作成しており、日本版司法面接として、主に、児童相談所、警察及び検察らによって実践されている司法面接的手法を用いた代表者聴取及び協同面接（以下、「代表者聴取等」という。）を想定している。なお、本ガイドラインは、大人が子どもに対して聴取などを行う場面すべてを対象としているわけではないことに留意されたい。例えば、医師によって行われる系統的全身診察や、代表者聴取等の後に各機関がその職務を果たすために行う子どもに対する聴取などに対して、本ガイドラインは参考になるとしても全く同様に適用されるわけではない。

本ガイドラインが主に利用又は参照されることを想定している代表者聴取等は、現時点において、主として、子どもが虐待行為等の被害者又は重要な参考人となるような事案のうち、刑事事件として立件されることが想定され得る事案を対象として実施されているものである。刑事事件としての立件が想定され得る事案は、子どもに対する虐待行為等が問題となる事案の中では極めて限定的なものである一方で、凄惨な結果につながるおそれが高い重大な事案である。司法面接の面接者や面接前後の手続きに関与する者など、このような事案に実際に対応している者らが事案対応において利用又は参照することができるガイドラインを示すことは、より一層公正な事案対応を実現するという観点から大きな意義があると思われる。そこで、本ガイドラインにおいても、同種の事案を主たる対象として想定している。なお、本ガイドラインは必ずしも刑事的な対応が子どもにとって常に最善であると考えているわけではなく、個々の事案ごとに最も子どもの利益にかなった事案対応を絶えず検討することが推奨される。そのため、例えば、事案の真相解明や適正な刑罰の実現が優先された結果として、子どもの安全確保、医学的治療やケアなどが無いがしろにされるようなことがあってはならず、また、司法面接の実施にあたっては目の前の子どもにとって望ましい対応を常に心掛ける必要がある。

## 第 1. 日本における司法面接に関する実践の現状

本ガイドラインは、日本において、子どもの利益にかなった事案対応のための調査・捜査の一環として、子どもに対する司法面接がより効果的に実施されることを目指して、司法面接及びその前後の手続きを含む日本版司法面接に関する一般的指針を示すものである。本ガイドラインの作成にあたっては、司法面接を含め、実際に子どもが虐待行為等の被害を受けた事案等に対応している機関及び実務者にとって、利用又は参照可能なものでなければ、その目的を達することはできないことを念頭におき、日本において実際に利用又は参照可能であることを重視した。そのため、本ガイドラインは、現時点における日本国内の法制度、組織体制及びそのもとでの実際の運用を踏まえている。そこで、本ガイドラインがうまく利用又は参照されるように、現時点における制度状況やそのもとでの実際の運用を簡単に示す。

### 1. 子どもに対する司法面接に関する日本の現状

現時点において、日本では「司法面接」(forensic interviewing)が明文において制度化されているわけではない。ただし、日本では、かねてより、司法面接の研修などが導入され、これが現在の日本における司法面接の礎となっている<sup>28</sup>。特に、2015(平成27)年に最高検察庁、警察庁及び厚生労働省から代表者聴取等についての通達が発出されて以降、三機関によるものは現在年間1,300件程度、三機関のうち二機関によるものも含めると年間2,000件程度、代表者聴取等が実施されている。また、代表者聴取等とは別に、児童相談所における被害事実確認面接、NPOにおける面接など、司法面接に関わる様々な実践が存在している。

#### (1) 多機関多職種連携の観点から

現在、児童虐待事案における多機関多職種連携は、主として上記の通達に基づいて行われており、児童相談所、警察及び検察の三機関連携を中心に、二機関による連携も進められている。このような三機関ないし二機関の連携は、主として、代表者聴取等の実施に関わる範囲で行われている。また、代表者聴取等は、子どもが虐待行為の被害者等と疑われる事件のうち、刑事事件として立件されることが想定され得る事案を中心に行われている。

なお、自治体によっては、児童福祉機関、警察、教育委員会などが同一の建物で活動をしている場合もあれば、児童福祉機関と警察の間で人事交流を行っている場合もあるな

<sup>28</sup> 具体的には、心理学者の仲真紀子が、米国において M. E. Lamb らが開発した NICHD (The National Institute of Child Health and Human Development) プロトコルをもとに仲が開発した「NICHD プロトコルにもとづく最小限の手続き」を使用する面接について、英国の取組みをベースに研修を開始した。また、内科医の山田不二子が設立した特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパンが、アメリカの ChildFirst® のプロトコル及び研修を提供した。

ど、上記の通達に基づく三機関連携に限らない連携や普段から密に連絡を取り合えるような工夫が実施されている。

## (2) 対象事案の観点から

現在、司法面接の対象事案について、法律上特別の定めがあるわけではない。上記の通達に基づく三機関連携のもと、各地域の児童相談所、警察及び検察が事案ごとに、事案の重要性や疑われている虐待行為等の内容、子どもや家族の状況等を勘案して、代表者聴取等の対象事案を決定している。

概ね一般的な傾向として、子どもが虐待行為等の被害者又は重要な参考人となるような事案のうち、主として刑事事件として立件されることが想定され得る事案が、代表者聴取等の対象とされている。特に性的虐待の疑いがある事案については、事案の重大性が一般的に認められやすく、捜査機関が主導して代表者聴取等の実施につながりやすい。また、児童虐待防止法が保護者からの加害行為のみを虐待行為と規定していることもあって、代表者聴取等は保護者からの虐待行為等の場合に行われることが多く、第三者からの虐待行為等の場合には児童相談所が面接に参加しないことも少なくない。

## (3) 面接主体の観点

現時点において、代表者聴取等の録音録画記録媒体の刑事事件における証拠としての利用を見据えて、検察官が面接主体となって代表者聴取等を行うことが多い。この実践は、刑事訴訟法 321 条の 3 の施行や三機関連携の対象となる事案の範囲などが変わることで、今後変わり得ることに注意が必要である。

## (4) 面接の回数

一つの事案における同じ子どもに対する代表者聴取等の回数は、1 回で終了したものが全体の約 8～9 割であって、2 回以上にわたるものは全体の 1 割程度である。

## (5) 主に用いられている司法面接プロトコル

現在、代表者聴取等では「NICHD プロトコルにもとづく最小限の手続き」及び「ChildFirst® Forensic Interview Protocol」が主に用いられている。

### ア. 「NICHD プロトコルにもとづく最小限の手続き」<sup>29</sup>

「NICHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き（以下、「最小限の手続き」とする。）は、仲真紀子らの研究グループによって開発されたものである。仲らの研究グループは、英国における実践を日本に本格的に紹介して以降、国内の公的研究資金を基盤と

<sup>29</sup> NICHD プロトコル、同 revised 版の日本語訳、NICHD プロトコルにもとづく最小限の手続き、同 revised 版については、司法面接支援室/司法面接研究会ウェブサイト・NICHD プロトコル (<https://forensic-interviews.jp/doc/?r=276>) を参照。

してより具体的な面接法と研修プログラムの開発に精力的に取り組んできた<sup>30</sup>。最小限の手続きは、その過程において、質問がより明示的に示されている NICHD プロトコルを基盤とした研修へと改善が施され<sup>31</sup>、さらに、NICHD の手続きを簡略化したものとして開発された。

最小限の手続きでは、アナトミカル・ドールの使用は支持していない。

#### イ. ChildFirst® Forensic Interview Protocol

ChildFirst® Forensic Interview Protocol は、現在、米国の NPO 法人 Zero Abuse Project (ZAP) によって開発・運用されているプロトコルである<sup>32</sup>。日本における ChildFirst®研修は、NPO 法人チャイルドファーストジャパン (CFJ) によって行われている。

本プロトコルは、1998 年に The National Center for Prosecution of Child Abuse (NCPA) と CornerHouse の協働により Finding Words と呼ばれるプログラムが開発されて以降、連邦の資金を得て全米へ広まった。2007 年に The National Child Protection Training Center (NCPTC) によって ChildFirst®へと名称変更された後 CornerHouse と協働のもと発展を続け、2019 年に Zero Abuse Project に統合され現在に至っている。

#### 諸外国において使用されている司法面接プロトコルの特徴

##### (NICHD Protocol、ChildFirst® Forensic Interview Protocol)

司法面接が行われている諸外国においても、多種多様なプロトコルが用いられているため、各プロトコルの特徴をどのように理解し、適切に使用するかは一つの課題となっている。ここでは、日本において主に用いられている「最小限の手続き」及び「ChildFirst® Forensic Interview Protocol」の参考として、それらのもとになっている NICHD Protocol 及び ChildFirst® Forensic Interview Protocol の特徴を簡単に紹介する。

##### (1) NICHD Protocol

- ・米国の国立小児保健・人間発達研究所 (National Institute of Child Health and Human Development、NICHD) において、心理学者らを中心とする研究グループによって開発されたプロトコル

<sup>30</sup> 前掲註 3) 仲・はしがき i – iii 頁。

<sup>31</sup> 前掲註 3) 仲・126 頁。

<sup>32</sup> 山田不二子「本邦における司法面接の現状」子どもの虐待とネグレクト 24 巻 2 号 (2022 年) 169 頁、前掲註 8) Rita Farrell et al, p. 58.

NICHD Protocol は、NICHD において M. E. Lamb らにより研究開発されたプロトコルである。現在は、米国のみならず、英国、カナダ、フィンランド、イスラエル、ポルトガル、日本、韓国など様々な国や地域で利用され、実証研究等が進められている。

当初の NICHD Protocol は、子どもが虐待被害等について話す準備ができていない事案を主たる対象としたものであった。ただし、NICHD Protocol は、その後の研究成果を踏まえて、2013 年以降、面接者がより支援的な面接を実施し、よりうまく子どもとラポールを形成できるように、順次改訂されている。改訂後のプロトコルは、The Revised NICHD Protocol と呼ばれている。

- ・ スクリプト化（台詞化）：構造化の程度が高い

NICHD Protocol は、面接の各段階で面接者が用いるべき言葉を明確化しており、面接構造がスクリプト化（台詞化）されている。NICHD Protocol がスクリプト化されている理由は、司法面接に関する一般的な知識を伝達したとしても、それを実践することは困難であるとする実証研究に基づき、面接者の資質・能力によらず一定程度の面接の質を確保するためである。また、スクリプト化されていることで、司法面接の研修及びトレーニングを比較的短期間で行うことができるようになっている。

- ・ 面接の回数

NICHD Protocol では、司法面接の回数は最小限（1 回）が好ましいとされているが、子どもの状況や事案の複雑性などの事情がある場合には、必要に応じて、内容が重複しない複数回の司法面接を行うことも許容されている。

- ・ どの年齢の子どもに対しても、アナトミカル・ドールは使用しない。

参考文献：Heather Stewart & David La Rooy, NICHD: Where We' ve Been and Where We Are Now, *APSAC ADVISOR*, 32(2), 30-35 (2020); Michael E. Lamb et al., *Tell Me What Happened: Structured Investigative Interviews of Child Victims and Witnesses* (2008); Michael E. Lamb et al., *Tell Me What Happened: Questioning Children about Abuse* (2d ed. 2018)

## (2) ChildFirst® Forensic Interview Protocol

- ・米国の検察官らのための研究組織とCACらの協働のもと実践に基づき開発され登録商標により保護されているプロトコル

実践に基づくプロトコルであり、全米の多くの地域で使用されている一般的なプロトコルである。NPOによる開発・運用のもと登録商標によって保護されているためプロトコル自体は公表されていない。ただし、プロトコルの基本的な考え方や構造は明らかにされている。

- ・NICHD に比べて緩やかな構造化

ChildFirst® Forensic Interview Protocol では、面接者と面接チームによる判断において、チェックリストに従うよりも個々の子どものニーズを優先する方針がとられている。オープン質問と漏斗モデルによる質問の方法をベースに、面接者はその場その場で適切と考えられる質問を繰り出す。また、「面接者が間違えたときは教えてほしい」という Interview Instruction はラポールの段階で意図的に入れるが、それ以外の Interview Instruction はすべて、機会を捉えて説明する。

- ・アナトミカル・ダイアグラム、アナトミカル・ドールを使用する。

アナトミカル・ダイアグラムは、被害が開示される前にダイアグラムを使うときはプロトコルに従って誘導性を排除した方法で使い、被害が開示された後は、語られた身体部位を特定するために使う。アナトミカル・ドールを使用するが、言語で被害が開示された後でなければ決して使わない。

参考文献：Rita Farrell, & Victor Vieth, ChildFirst® Forensic Interview Training Program, *APSAC ADVISOR*, 32(2), 56-63 (2020); 山田不二子「本邦における司法面接の現状」子どもの虐待とネグレクト 24 巻 2 号 (2022 年) 167 頁以下

\*なお、諸外国で用いられているその他の主要なプロトコルの特徴については、*APSAC ADVISOR* Vol. 32 No. 2 に掲載されている各論文を参照されたい。

## 2. 手続きの流れ

上述のように、日本における多機関多職種連携のもと行われる司法面接に関わる実践の多くは、代表者聴取等である。そこで、以下では、代表者聴取等の実施に関わる手続きの

主要な流れを簡潔に示す。なお、手続きの流れは、事案の性質や地域（ないし日本全体）の人的及び物的資源の程度などによっても異なり得ることに注意されたい。

子どもが自ら虐待行為等の被害について開示した場合や何らかの事情で虐待行為等の被害を受けている疑いが生じた場合、児童相談所に通告がなされることで事案が把握されるのが一般的である。児童相談所への通告は、学校などの教育機関、病院などの医療機関、あるいは警察などからなされる。また、児童相談所虐待通報ダイヤルから通告がなされることもある。児童相談所は事案を把握すると、職員が子どものもとを訪ね、緊急の必要がある場合は一時保護や医学的治療などの対応を行う。なお、保護者以外の第三者による被害の場合や性的虐待が問題となる事案などでは、警察などの捜査機関が事案を把握し対応を行う場合もある。

事案の把握後、児童相談所内で受理会議がなされ、その会議にて警察及び検察への連絡について判断が行われる。なお、検察への連絡は児童相談所から直接行われている地域もあれば、警察が行っている地域もある。また、各機関間の連絡方法については事前に取り決めがなされている場合もある。児童相談所から警察及び検察への連絡がなされると、代表者聴取等の実施について三機関で事前に協議が行われる。事前協議後、可能なかぎり迅速に代表者聴取等を実施するように関係機関で調整が行われる。ただし、関係機関での日程調整及び面接室の確保、子どもの心理状態などのために事案が把握されてから代表者聴取等の実施までに一定の期間が空く場合も少なくない。この期間、少年補導職員や児童相談所職員らが継続的に子どもと交流を持ち、子どもに対して各種サポートを行い、代表者聴取等に向けた子どもの心理面での準備が行われていることもある。また、この期間、初期聴取を踏まえて、捜査機関は現場の鑑識や子ども以外の者に対する取調べなどの捜査を行い、代表者聴取等の前に子どもの供述以外の証拠を保全していることもある。

多くの場合、代表者聴取等を実施する当日に面接計画について関係機関で検討が行われる。代表者聴取等は、主に検察庁で行われ、検察官が面接者となって実施されることが多い。代表者聴取等の様子は、録音録画されており、録音録画記録媒体は面接の場所や設備を提供した機関が保管していることが通常である。

代表者聴取等の実施後、今後の事案対応等について三機関で協議を行うが、その方法や内容等は事案や地域ごとに異なっている。また、代表者聴取等の後、児童相談所や警察あるいは検察、裁判所などの各機関がその職務上の必要から子どもに対して聴取などを行うこともある。

これらの手続きと並行して、随時、児童相談所において一時保護等の子どもの安全確保のための措置やそのための調査が行われたり、医学的診断・治療が行われたり、子どもの供述以外の証拠についての捜査が行われたりしている。

## 第2. 初期聴取 (Initial interview)

### 1. 初期聴取を行う際の注意事項

子どもが虐待や暴力行為等の被害を受けている疑いが発覚した場合、最も子どもの利益にかなった事案対応の第一歩目として、子どもの安全確保、即座の医学的診断・治療、刑事事件としての立件の必要性などについて判断し初期対応を行うために必要な最低限の情報を収集する必要がある。そこで、初期対応のために必要な最低限の情報を収集する目的で、子どもが被害を受けたおそれのある虐待行為等について、子どもから開示を受けた者（学校の教職員、ソーシャルワーカーなど）や医療関係者、弁護士、児童相談所の職員、捜査機関などがその子どもから事案について聴取を行うこともあり得る。この聴取は初期対応に必要な最低限の情報を収集する目的で適切な方法によって行われている限りで、後に行われる子どもに対する司法面接に影響を与えるおそれは小さく、むしろ、より効果的な司法面接を実施するための準備に資する点で有用でさえあり得る。反対に、初期聴取が繰り返し行われたり、断定的な質問や誘導的な質問が行われたり、子どもが不信感を覚えるような対応がなされたりした場合には、たとえその後に司法面接を適切に行ったとしても、虐待被害等について子どもから十分に信用性のある情報を得ることが困難になり、適切に事案へ対応することができない危険がある。

初期聴取は、子どもの安全確保、即座の医学的診断・治療、刑事事件としての立件の必要性などについて判断するために必要な最低限の情報を収集するために行われるものであって、その限度を超えてはならない。その限度で行われる初期聴取は、子どもの記憶や心理及びその後の司法面接に与える影響は小さい。より詳細ないし正確な情報を子どもから収集する必要がある場合には、初期聴取やその後の調査・捜査により得た情報を踏まえて、子どもに十分な配慮がなされた環境において、子どもに対する司法面接の方法で聴取を実施しなければならない。

初期聴取は可能なかぎり少ない回数に抑えられる必要がある。子どもから虐待行為等について開示を受けた者や他の目撃者など、子ども以外の者から必要な情報が十分に収集できる場合には聴取を行わないという判断もあり得る。初期聴取では、聴取者は子どもに対する司法面接の手法や知見を利用しつつ、柔軟に対応しなければならない。例えば、聴取にあたっては子どもが話しやすい態度を取りオープン質問などの形式で質問を行う、子どもが虐待行為等の被害について話したがない場合には聴取を継続しないなどである。

初期聴取の実施方法や聴取した内容などを後に確認できるようにするために、初期聴取の記録を作成することも重要である。そこで、初期聴取を行った場合には、可能であれば録音を行う、そうでない場合には報告書ないしメモ等の文書を作成するなど、初期聴取について状況に応じた適切な方法で記録することが望ましい。

なお、初期聴取で子どもから聴取した事項について親に確認したり伝えたりすることによって、加害者が親自身である場合はもちろん、親と親密な関係にある第三者が加害者で

ある場合などには、その後の調査・捜査や保護の実施などに支障が生じるおそれがある。そのため、原則として、親や保護者などに対する確認や聴取は、調査・捜査を担う児童相談所や警察などによって実施されることが望ましい。このことは、初期聴取では加害者や加害者と子どもの関係などが具体的ではなく、その後の調査・捜査により判明していくことから、初期聴取時点で親や保護者などが加害者と疑われていなくとも同様である。

## **2. 初期聴取を行った場合に記録すべき事項**

初期聴取を行った場合には、その聴取の内容や様子等を録音その他適切な方法で記録に残すべきである。特に、聴取の内容を文書化する際には、できる限り逐語方式で記録し、子どもの言葉をそのまま記録するように注意する必要がある。記録すべき事項として、以下のようなものが考えられる。

- ・聴取の開始時刻と終了時刻
- ・聴取の場所
- ・聴取を行った者及び聴取に同席した者の氏名や所属等
- ・聴取に至った経緯
- ・子どもが被害について開示した場合にはその経緯
- ・子どもに対して行った質問とそれに対する子どもの返答

## **3. 初期聴取を行う際の指針**

後述するように、性的虐待の被害のおそれがある場合には、司法面接を即時かつ迅速に実施する必要性が高く、それに伴い、初期聴取は後に行われる司法面接の有効性を害さないように特に慎重に実施される必要がある。そこで、(1) 性的虐待の被害のおそれがある場合の指針を示したうえで、(2) 一般的な対応の指針を示す。なお、もちろん、初期聴取を行う者は、疑われる被害が性的虐待に関わるものかそうでないかについて、初期聴取以前に情報を有していないことが通常である。そのため、実際の対応にあたって、初期聴取を行う者は、初期聴取開始時点では(2)で示す一般的な対応の指針に従いつつ、性的虐待の被害が疑われ次第(1)で示す指針に従った対応に移行することが求められる。

### **※非加害親等への対応**

なお、加害親でない親や保護者が虐待行為等の被害について子どもから開示を受けるなど、何らかの経緯で虐待行為等の被害についての情報を入手し、児童相談所や警察などに通告等の連絡を行う場合も多い。この場合、通告等を受けた児童相談所や警察などは、虐待行為等の被害等について大人が繰り返し聞くことや質問することは子どもに対する心理的な負担が大きいため、その後は避けることが好ましいこと、一方で子どもが自発的に話し始めた場合には無理に止める必要はなく子どもの話を聞いてもよいこと、子どもの話を聞く際の方法など、子どもとの接し方やサポートの方法等について非加害親等に伝えることが望ましい。また、子どもが虐待行為等の被害を受けていたことに非

加害親等も相応の衝撃を受け、戸惑いや不安を感じていることが通常である。非加害親等が事実を正面から受け止め、子どもと安全な関係を築けるようにサポートすることも重要である。

### (1) 性的虐待の被害のおそれがある場合の指針

子どもが性的虐待を受けたおそれがある場合、一般に刑事事件として立件される可能性が高く、また、親などの保護者が加害者である場合には子どもを加害親等から引き離して適切な保護措置をとることが必要となる。一方で、性的虐待の場合には、子どもの開示が遅れることが多く、虐待行為から被害の把握までに時間を要するなどの理由から、子どもの供述以外の重要な証拠が残っていないことも少なくない。そのため、性的虐待のおそれがある場合には司法面接によって子どもの供述を収集することが典型的に特に重要であり、初期聴取は後に行われる司法面接の有効性を害さないように慎重に実施されなければならない。そこで、性的虐待のおそれがある場合には、以下のような指針のもと初期聴取を行うことが望ましい。

- ・子どもが自発的に話している間は、子どもが話すことを止める必要はなく、子どもの話を聞く。
- ・子どもの自発的な開示やその他の経緯により性的虐待の被害のおそれが考えられる場合には、「何があったか／それを行ったのは誰か」に関する最低限の情報のみを収集する。
- ・子どもによる開示の経緯や聴取の内容や方法等を録音など状況に応じた適当な方法で記録する。
- ・司法面接に関する技能や知見などを身に付けている者がいる場合には、その者が中心となって聴取を行う。
- ・子どもへの聴取は最小限の回数（可能なかぎり1回）に留め、繰り返し子どもに確認しない。
- ・性的虐待の被害のおそれがあると判断した場合には、児童相談所や警察に通告等の連絡を行うなど関係機関間で事案を共有し、司法面接の実施に備える。

※性的虐待のおそれがある場合、子どもは羞恥心等の理由から被害を矮小化して開示を行い、更なる重大な被害が判明していないこともある。そのため、初期聴取の時点で性的虐待の被害のおそれがあると判明した場合には、子どもの供述以外の証拠が典型的に少ないことも踏まえると、その時点での子どもの開示等から認められる事案の重大性にかかわらず、全件について可能なかぎり即時にかつ迅速に司法面接を実施し、子どもから被害の内容について話してもらうことが子どもの利益にかなった事案対応を実現するうえで重要である。

## (2) 一般的な対応の指針

初期聴取は、様々な立場の者によって行われる可能性がある。ここでは、①学校の教職員、ソーシャルワーカー、医療関係者、弁護士など、②児童相談所の職員、③警察官及び警察職員に分けてそれぞれに対する指針を示す。

### ア. 学校の教職員、ソーシャルワーカー、医療関係者、弁護士など

これらの者は、特に子どもの虐待被害等を発見しやすく、早期発見に努めなければならない立場にある（児童虐待防止法5条1項参照）が、現状において、必ずしも司法面接に関する技能や知見などを身に付けているわけではない。そこで、これらの者は以下のような指針のもと、初期聴取を行うことが望ましい。（なお、今後の課題〔第4.1.〕参照。）

※いずれの場合であっても、子どもに対して聴取を行う場合には、「話してくれたら秘密にするよ」や「秘密にするから話してごらん」などのような約束をしてはならない。守れない約束や不確実な約束をした後にその約束を大人が破ると、子どもは大人に対して疑いを持ち、そのことが更なる開示を妨げる要因となってしまう危険がある。

※いずれの場合であっても、児童相談所や警察などに通告等の連絡を行うにあたって、虐待行為等の被害について確信を持つことまでは要求されない。対応に不安がある場合には児童相談所や警察などに相談し助言をもらうなど、関係機関と緊密な連携を取ることが望ましい。

### ※組織としての対応

特に学校など教育機関のように、虐待被害等を発見した場合に組織として対応をしなければならない場合も想定される。その場合には、情報の収集及び共有、対応検討の方法などについて組織内で事前に検討し共有するなど、組織として円滑かつ迅速に、また、子どもへの負担が小さく、その後の事案対応に資するように対応できる体制を整備しておくことが望ましい。その際には、児童相談所や警察など関係機関との連携方法などについても確認しておくとなおよい。

*(ア) これらの者が子どもによる自発的な開示以外の経緯で虐待行為等の被害についての情報を得た場合*

- ・子どもに聴取を行わなくとも、虐待行為等の被害を受けたおそれがあると判断できる場合には、子どもに聴取を行わずに児童相談所や警察などに通告等の連絡を行う。
- ・「何があったか／それを行ったのは誰か」に関する最低限の情報が不足する場合には、それらの点について子どもに聴取を行う。ただし、子どもへの聴取は、虐待行為等の被害を受けたおそれの有無を判断する限度で行い、それ以上に詳細な内容については聴取を行わない。
- ・子どもが話したがらない場合は、聴取を中止することも検討する。
- ・虐待行為等の被害を受けた疑いを持った時期や経緯、聴取を行った場合には聴取の内容について、録音など状況に応じた適切な方法で記録する。

- ・司法面接に関する技能や知見などを身に付けている者がいる場合には、その者が中心となって聴取を行う。
- ・子どもへの聴取は最小限の回数（可能なかぎり 1 回）に留め、繰り返し子どもに確認することは避ける。
- ・虐待行為等の被害を受けたおそれがあると判断した場合には、児童相談所や警察などに通告等の連絡を行い、記録内容を伝える。

(イ) これらの者が虐待行為等の被害について子どもから自発的に開示を受けた場合

- ・子どもが自発的に話している間は、子どもが話すことを止める必要はなく、子どもの話を聞く。ただし、子どもが自発的に話している間はその内容について質問を行わない。
- ・子どもの自発的な開示の中に「何があったか／それを行ったのは誰か」についての最低限の情報が含まれている場合には、子どもに対して聴取を行わない。
- ・子どもの自発的な開示のみでは「何があったか／それを行ったのは誰か」についての最低限の情報が不足する場合には、それらの点について子どもに聴取を行う。ただし、子どもへの聴取は虐待行為等の被害を受けたおそれの有無を判断する限度で行い、それ以上の詳細な内容については聴取を行わない。
- ・子どもが話そうとしない内容について質問を行わない。また、子どもが話したがらない場合は、聴取を中止することも検討する。
- ・司法面接に関する技能や知見などを身に付けている者がいる場合には、その者が中心となって聴取を行う。
- ・子どもへの聴取は最小限の回数（可能なかぎり 1 回）に留め、繰り返し子どもに確認することは避ける。
- ・子どもが虐待行為等の被害について開示するに至った経緯や状況、聴取を行った場合には聴取の内容や方法等を録音など状況に応じた適切な方法で記録する。
- ・虐待行為等の被害を受けたおそれがあると判断した場合には、児童相談所や警察などに通告等の連絡を行い、記録内容を伝える。

#### イ. 児童相談所の職員

児童相談所の職員は、主として子どもの安全確保に関する業務を行う者であり、司法面接に関する技能や知見について一定程度通じていることが期待できる。そこで、これらの者は以下のような指針のもと、初期聴取を行うことが望ましい。

(ア) これらの者よりも先に子どもに聴取を行った者がいる場合

- ・その者に聴取の内容を確認する。
- ・その者が行った聴取で不足する部分がある場合には、子どもに「何があったか／それを行ったのは誰か／それはどこで行われたか」などについて聴取を行う。ただし、あくまでも初期聴取であり、初期対応のために必要な限度を超えてはならない。
- ・子どもが話したがらない場合は、聴取を中止することも検討する。

- ・聴取にあたっては、子どもが話しやすい態度を取るなど、司法面接に関する技能や知見を踏まえる。
- ・子どもへの聴取は最小限の回数（可能なかぎり 1 回）に留め、繰り返し子どもに確認することは避ける。
- ・聴取の内容や方法等を録音など状況に応じた適切な方法で記録する。  
(イ) これらの者よりも先に子どもに聴取を行った者がいない場合
- ・子どもにだれかほかの人に開示していないか確認する。
- ・子どもがだれかほかの人に開示していた場合は、その者に子どもの開示の内容について確認を行う。
- ・子どもに「何があったか／それを行ったのは誰か／それはどこで行われたか」などについて聴取を行う。ただし、あくまでも初期聴取であり、初期対応のために必要な限度を超えないように意識する。
- ・子どもが話したがらない場合は、聴取を中止することも検討する。
- ・聴取にあたっては、子どもが話しやすい態度を取るなど、司法面接に関する技能や知見を踏まえる。
- ・子どもへの聴取は最小限の回数（可能なかぎり 1 回）に留め、繰り返し子どもに確認することは避ける。
- ・聴取の内容や方法等を録音など状況に応じた適切な方法で記録する。

#### ウ. 警察官及び警察職員

警察官及び警察職員の中には、児童虐待事案に対応しているなどの理由から司法面接に関する技能や知見について一定程度通じていることが期待できる場合と、そうではない場合が考えられる。前者については「イ. 児童相談所の職員」と同様の指針のもと、後者の場合には「ア. 学校の教職員、ソーシャルワーカー、医療関係者、弁護士など」と同様の指針のもと初期聴取を行うことが望ましい。

#### 4. 初期対応のために必要な最低限の情報

初期対応にあたって一般に必要なし重要と思われる情報には以下で列挙したものなどがある。これらの情報は、必ずしもすべての事案において各機関がすべて収集しなければならないわけではなく、各機関の職責に照らして、個々の事案における事案対応のために必要な情報を収集することが求められる。また、これらの情報を子どもから得なければならないわけではないことに注意が必要である。特に、子どもが虐待行為等の被害について話したがらない場合に、子どもの安全確保のために緊急の必要があるなどの事情が存在しないにもかかわらず、これらの情報を子どもから無理に引き出そうとすることは、後に行われ得る子どもに対する司法面接など今後の調査・捜査に悪影響を与え得るため、避けるべきである。

### (1) 虐待行為等に関する情報

- ・虐待行為等の疑いの有無及び被害の内容（概要）
- ・性的虐待の疑いの有無
- ・虐待行為等の場所及び時期
- ・虐待行為等の被害を受けたおそれのある子どもの年齢、住所
- ・虐待行為等を行った疑いがある者の名前、年齢、容ぼう、住所、被害を受けたおそれのある子どもとの関係
- ・そのほかの目撃者、被害者、又は虐待行為等に関する情報を持っている者
- ・虐待行為等に関する客観証拠の有無及びその詳細

### (2) 子どもの安全確保の必要性又は緊急性に関する情報

- ・虐待行為等を行った疑いのある者の前科／虐待歴の有無及びその内容
- ・虐待行為等を行った疑いのある者が今後被害を受けたおそれのある子どもと接触する可能性
- ・虐待行為等の被害を受けたおそれのある子どもの安全を確保することができる者の有無及びその者に関する情報
- ・きょうだいなどほかに虐待行為等の被害を受けているおそれのある子どもの有無及びその者に関する情報

### (3) 医学的治療・診断を受ける必要性又は緊急性に関する情報

- ・最後に虐待行為の被害を受けた時期
- ・被害を受けたおそれのある虐待行為等の性質

### 第3. 司法面接

※本章ないし本ガイドラインは、現時点の日本国内の法制度や組織体制、事案対応等を前提に、日本版司法面接として、主として、代表者聴取等を想定している。そのため、系統的全身診察や代表者聴取等の後に行われる聴取など、大人が子どもに対して聴取などを行う場面すべてを対象としているわけではないことに注意されたい。

#### 1. 子どもに対する司法面接の目的及び特徴

子どもに対する司法面接とは、子どもが虐待行為や暴力行為（性的なものも含む）を体験した又は目撃したおそれのある事案において調査・捜査の必要が生じた場合に、法的判断に使用できる程度に信用性のある情報を子どもから収集するために構造化された面接法であり、総じて以下のような目的及び特徴を有するものである。

##### ・子どもに対する司法面接の目的

子どもに対する司法面接を行う目的は、子どもが虐待行為の被害者等になった事案において、その子どもの安全確保、事案の解明及び適切な処罰などといった法的判断を含む事案対応を行うために必要な情報をより多く、かつより正確に子どもから収集することである。どのような事案対応がその子どもにとって適切かは千差万別である以上、具体的な事案における司法面接の目標や実施方法は、あり得る事案対応を見据えたうえでそれぞれの子どもに即して決定されなければならない。

##### ・多機関多職種連携による調査・捜査の過程の一部としての面接

子どもに対する司法面接は、多機関多職種連携のもと、捜査機関や児童福祉機関など、それぞれの領域における専門機関の協同による調査・捜査の一部として実施されなければならない。多機関多職種連携は、関係する機関がそれぞれ有している、子どもの発達やトラウマ記憶の性質などに関する知識や各種法的判断に関する知識などといった多様な専門知識をより活用することを可能にするものである。そのため、より有効で、かつ子どもへの負担が少ない司法面接を実施するうえで、多機関多職種連携は不可欠である。さらには、それぞれの機関は、子どもの安全確保、事案の解明及び適切な処罰、医学的診断・治療などについて、それぞれ別々の権限を有し責任を負っているため、ときに相反し得る要請を適切かつ迅速に調整しながら、調査・捜査を行うためにも多機関多職種連携は極めて重要である。（なお、今後の課題〔第4. 2.〕参照。）

##### ・再生法（recall）による質問を中心とした面接

子どもに対する司法面接は、事実についての情報をより多く、かつ正確に、子どもから得ることを目的としている。その目的を達するためには、これまでの研究及び実践の

結果を踏まえると、面接者が子どもに対して情報を提示することなく、子どもが自身の言葉で自らが記憶していることについて自発的かつ主体的に話すこと（ナラティブ）を促す再生法（recall）による質問を中心に面接が実施されなければならない。（詳細は、司法面接を実施するにあたって〔6.（1）イ.〕参照。）

再生法による質問を用いた会話は、子どもにとって必ずしも慣れ親しんだものではないため、面接中はもちろん、面接前後も含めて子どもがナラティブを行いやすくなるように各種サポートを行う必要がある。（詳細は、子どもに対する支援（ソーシャルサポート）〔3.〕参照。）

- **子どもに対する司法面接について、十分な訓練を受け、研究及び実践に基づいた技術を利用できる者による面接**

子どもに対する司法面接によって、事実についての情報をより多く、かつ正確に、子どもから得るために、面接者は、子どもの記憶や供述の特徴などに関する研究や実践の成果を踏まえた司法面接の進め方、質問の方法などについて研修を受け、適宜最新の研究結果や実践に関するフォローアップを行うなどして、子どもに対する司法面接についての一定の知識と技能を備える必要がある。ただし、面接者は、自らの知識や技能を個々の事案及び子どもに即するかたちで活用して、面接を実施するように意識しなければならない。その際には、具体的な事案における調査・捜査の一部として司法面接は実施されるものであり、かつ、個々の子どもの性質や置かれている状況等は千差万別であるため、事案処理に必要な情報の内容や程度と、目の前の子どもの能力や心理状態の双方が勘案されなければならない。

なお、面接者のみならず、子どもに対する司法面接についての一定の知識と技能を備えた者がチームスタッフ（バックスタッフやオブザーバーと呼ばれることもある。以下では、それらを総称して「チームスタッフ」とする。）として司法面接に参加することで、司法面接をより効果的に実施することができる。（詳細は、司法面接を実施するにあたって〔6.（4）〕参照。）

- **中立的に実施される面接**

子どもに対する司法面接は中立的に行われる必要がある。特に、面接者は、過去の経験から生じるバイアスや当該事件に対するバイアスが面接の内容に影響しないように常に注意する必要がある。面接者のバイアスが面接に影響することを緩和し、中立的な面接を担保する方法として、再生法を利用することや各種のプロトコルに即して面接を行うことなどが重要である。（なお、今後の課題〔第4.3.〕参照。）

### ・個々の子どもの年齢や知的発達の種類、心理状態、文化的背景などに配慮した面接

子どもの年齢や知的発達の種類、障害の有無、心理状態、文化的背景などは、物事の捉え方や、子どもが自身の記憶を話す能力及び方法、見知らぬ大人とのコミュニケーションの方法などに大きな影響を与える要因である。これらの要因の作用の仕方は個々の子どもにより大きく異なるため、子どもに対する司法面接の目的を達成するためには、面接場所や面接方法、面接回数など司法面接のあらゆる場面において、各種研究結果などを踏まえつつ、個々の子どもに即した十分な配慮を行う必要がある。

面接の実施場所については、子どもに対する司法面接を行うに適した面接室が好ましい。面接方法については、面接者や準拠するプロトコルの種類、質問方法などを子どもや事案の特徴に即して選択することが求められる。面接回数については、子どもに過度な負担を負わせないために、最小限の回数であることが重要であるが、事案の複雑性や子どもの心理状態などに合わせることも求められる。

### ・録音録画が行われる環境の下での面接

子どもに対する司法面接は、調査・捜査の一環として実施されるものであり、司法面接により得られた子どもの供述は、様々なかたちで利用されることが予定されている。そのため、子どもの供述の内容や態度などを含む司法面接の様子を後日確認し検証することができるように、司法面接の実施状況を録音録画することが重要である。

## 2. 開示に関わる機序（ダイナミクス）

自身が受けた被害等について、子どもがいつ、どのようなかたちで開示するかには非常に多くの要因が影響しあっており、様々な要因から子どもは自身が受けた被害等について話さなかったり、否定したり、矮小化して話したり、一度話した後に否定したりする。より子どもの利益にかなった事案対応を実現するためには、虐待行為等の被害について子どもが開示するか、どの程度開示するかに影響を与える要因について熟知し、面接前、面接中、面接後のいずれかにかかわらず、適切な配慮を行い、子どもが不安を感じないで自分の話したいことを最大限話せるようにサポートを行うことが重要である。

### (1) 開示の態様

一言に子どもによる開示といっても、その態様には、非開示、意図的な開示、無意識的な開示、質問等に対する対応としての開示など様々である。子どもがどのような態様で開示を行ったのか、虐待行為等の被害についてどのように向き合っているのかなどによって司法面接に対する子どもの取り組み方も大きく異なり得る。そのため、より効果的な子どもに対する司法面接の実施に向けて、開示の態様や子どもの現在の心理状態等を適切に把握しておくことが重要である。

## (2) 開示に関わる要因

以下では、子どもの開示に影響を与える一般的な要因を列挙する。ただし、個々の子どもごとに、どのような要因が開示に影響を与えるかは様々であるため、目の前の子どもにとって望ましい対応を常に考える必要がある。また、子どもが開示をしない場合には、子どもが虐待行為等の被害を受けていない場合も当然想定されることを忘れてはならない。

### ・年齢

子どもが幼い場合、身体の接触に関する社会規範を十分に理解していないこともあれば、自身の経験を表現するための言葉を知らないこともある。それらの結果として、特に幼い子どもの場合には、大人から見ると不適切な身体的接触であっても、その行為の善悪やその出来事について周りの誰かに話すべきかを理解できていないために、開示をしなかったり、開示が遅れたりする可能性がある。

### ・性別／ジェンダー

子どもの性別やジェンダーが開示に影響を与えるおそれもある。例えば、男性は強く、保護の必要がないという社会的なジェンダー規範が存在する場合、男の子の開示が妨げられる可能性がある。

### ・生活環境等に対する不安

親から虐待行為等を受けた子どもで、加害者と疑われる親以外に自身の世話をしてくれる人がいない場合など、子どもは親への愛情から開示を行わなかったり、親からの愛情や親との関係を失うことを恐れて開示をしなかったりする可能性がある。また、このような事案において、子どもは、住む場所や食事など、自身が生活していくための基盤が失われることを恐れて、開示を行わない可能性もある。他方で、加害親でない親との間に良好な関係が存在することが開示を促すこともある。

### ・開示相手との関係

子どもは誰に対しても同様に開示を行うわけではなく、継続的な関係の中で十分な信頼関係を形成することができたと感じた相手に対して開示を行うことが少なくない。逆に、信頼関係を形成できたと感じた相手を開示をしたにもかかわらず真剣に受け止めてもらえなかった経験をした場合などには、子どもはその開示相手以外に対しても開示を拒むおそれがあることに注意が必要である。

### ・開示することへの不安

虐待行為等の被害を受けた子どもは大人に対して不信感を抱いている場合がある。その場合、自身の経験について話しても大人に信じてもらえないのではないか、話したとしてもきちんとした扱いを受けられないのではないかと不安に感じ、被害等について話さないことがある。加害者と疑われている者が親で、もう一方の親から十分に保護を受けていない場合や、信頼関係を築いた大人に対して開示を行ったにもかかわらず真剣に受け止めてもらえなかったと感じてしまった経験がある場合などには、子どもは大人に対して開示することに、より不安を感じることもある。

#### ・羞恥心／罪悪感／恐怖心など

性的虐待など、虐待行為等の内容次第では、子どもは被害を受けたことやそれを他人に開示することについて羞恥心を感じるために、開示が遅れてしまうおそれがある。また、虐待行為等の被害を受けた際に反抗しなかったことや、その前後に加害者とされる者との間で何らかのやり取りしたことなどから自分に落ち度があったと考え、罪悪感等の理由で開示が遅れる可能性がある。さらには、加害者と疑われる者が子どもに対して何らかの警告や脅迫を行っており、それに対する恐怖心によって開示が妨げられているおそれもある。

#### ・虐待行為等の加害者と疑われている者との関係

虐待行為等の加害者と疑われる者との関係次第では、子どもは、自身が話したことによって加害者やそのほかの者に不利益を与えてしまうのではないかと考え、開示をしないことがあり得る。例えば、虐待行為等の加害者と疑われる者が子どもの親である場合、子どもは自分が被害等について話したことが親に知られると親から怒られるのではないかと、自分が話したことで親やその他の家族に何らかの悪いことが起きるのではないかと、など開示による影響を子どもが恐れる可能性がある。なお、加害者と疑われている者と子どもの間に継続的な関係がある場合には、グルーミングがなされているおそれも考慮する必要がある。

### (3) 開示の取消し

一度開示をしたとしても、子どもは何らかの理由で開示した内容を否定したり、虐待行為等の被害について更に話すことを拒否したりすることも少なくない。前記(2)記載の要因は、いずれも、開示の取消しにも影響を与える要因である。また、それ以外にも、自分が話したことで加害者とされる者やその他の者に不利益が生じていると感じ、自責の念を覚えた場合や、開示後自分が予想していない方向で事案対応が行われたことに不安を感じた場合などに、開示を取り消すこともある。ただし、一度開示を取り消したとしても、継続してサポートを受けている中で、再度開示を行うこともある。子どもが開示を行った後であっても、以下のようなかたちで継続的なサポートを行い続けることが重要である。

(なお、面接後の対応については、子どもに対する支援(ソーシャルサポート)〔3.

(3) エ.〕参照。)

- ・子どもが不安や自責の念を口にした場合には、その気持ちを否定せず受け止める。
- ・子どもが虐待行為等の被害について話したことは悪いことではないことを子どもが理解できるかたちで伝える。
- ・想定される今後の展開について、子どもが理解できるかたちでその内容や意味を説明する。
- ・必ずしも実現するわけではないことを伝えつつ、子どもの望む事案対応などを確認する。

### 3. 子どもに対する支援（ソーシャルサポート）

本ガイドラインにおいて、子どもに対する支援（ソーシャルサポート、social support）は、社会的支援というよりも子どもの心理的な負担を軽減させるための言語的又は非言語的サポートのことを指す。効果的なソーシャルサポートを行うためには、個々の子どもを見続け、その子どもに合わせる事が重要である。

#### (1) ソーシャルサポートの意義

子どもに対する司法面接のように、見慣れない場所に行ったり、見知らぬ人から質問をされたり、普段とは異なる仕方でのコミュニケーションを行ったり、難しい話題について話したりすることは、子どもにとってストレスを伴うものである。適切なソーシャルサポートを行うことができれば、子どもの被暗示性が低下し、子どもは不明確な質問に対して質問者にその意味を尋ねることができる関係性を形成しやすくなるなど、子どもの情報提供能力の向上につながる。そのため、効果的で、かつ子どもへの負担が少ない司法面接を行うためには、慎重に検討された方法で質問を行うことに加えて、個々の子どもに対応したソーシャルサポートを行うことが不可欠である。なお、適切なソーシャルサポートは、虐待行為等の被害者とされる子どもたちの感情表現を促進し、子どもたちの証言の価値を多面的に高めることが示唆されている。

#### (2) ソーシャルサポートの内容

ソーシャルサポートには、言語的サポートと非言語的サポートがある。

##### ア. 言語的サポート

言語的サポートの具体例として、以下のようなものがある。

- ・子どもの名前を呼ぶ。
- ・子どもが使っている言葉を使用する。

子どもの言葉を繰り返すことで、注意深く傾聴していることを伝えることができる。面接者が傾聴していることが子どもに伝わると、子どもはどのような言葉を使ってもよいとわかり、自身の考えや感情が受け入れられていると気付くことができる。

- ・代名詞や指示語を使わない。

子どもに対する司法面接における質問は、曖昧さがなく、代名詞や指示語を含まないものが効果的である。そこで、人や場所、行為などを「そこ」「これ」「あれ」ではなく、子どもの言葉を用いて表現するのが望ましい。

- ・子どもをサポートする声かけをする。

子どもをサポートする声かけとして、「あなたのお話を聞きたいです。」のようにナラティブを促すことなどを適度に行うことが望ましい。反対に、強制的な言葉や条件付きの言葉は、子どもをサポートする声かけとして好ましくない。

- ・うなづくこと。

うなずくことは、子どもが話し続けることを促進するのに効果的である。

- ・子どもの年齢に応じて、ひらがなの言葉を中心に話すなど、子どもが理解しやすい方法で話す。
- ・喋り方、落ち着いたペース、優しい言葉遣い、トーンに気を付ける。

#### イ. 非言語的サポート

非言語的サポートの具体例として、以下のようなものがある。

- ・落ち着くことができる環境を提供する。

子どもが落ち着いて司法面接を受けることができる環境を作るためには、部屋の配置、雰囲気、座席の配置、面接者の服装などに配慮する必要がある。また、司法面接の間に休憩を入れることなども有用である。

- ・子どもに対して温厚な態度をとる。
- ・子どもの沈黙を受け入れる。

沈黙の時間を受け入れることは、子どもが物事や自身の気持ちに対応するための余裕を必要としていたり、記憶の詳細を探ったりしている可能性を認めることを意味する。子どもが沈黙した際にすぐに追加の質問をしないことで、子どもが再生記憶を想起することを促進することができる。また、子どもが話し始めようとしてハッと息を飲んだ瞬間等のサインを捉えることで、子どもが自ら話すことを促すことができる。

- ・面接者の表情、身振り、姿勢

子どもは面接者の身振りに気を取られたり、顔の表情を誤解したりすることもあるため、面接者はそのような兆候に注意し、子どもが話しやすい身振りや表情を取りつつも、中立的であるように心掛ける必要がある。

- ・アイコンタクト

アイコンタクトは、興味を持っていることを示す態度として子どもにとって励みになる場合もあるが、逆に不安を与える場合もあることに注意が必要である。例えば、自閉症スペクトラムなど神経発達の要因や文化的差異がアイコンタクトの持つ意味に影響を与えることがある。アイコンタクトなしでも効果的な面接を行うことはできるため、目の前の子どもの特性に合わせた対応が求められる。

### (3) 面接前／面接中／面接後のサポート

子どもに対して適切なソーシャルサポートを行うことは、面接中のみならず、面接の前後においても重要であるが、いずれの段階においても、子どもの記憶を変容させ得るようなソーシャルサポートは避けられなければならない。また、いずれの段階においても、子どもへのソーシャルサポートの内容は、被害内容や子どもの被害の受け止め方、年齢などによって異なる。そのため、子どもの気持ちを受け止めつつ、子どもの年齢などに即したサポートを行うことが求められる。なお、ソーシャルサポートには含まれない、子どもの心のケア、家庭環境の調整などの福祉的支援も必要に応じて随時適切に行うことが望まし

い。特に、子どもの心のケアとして、カウンセリングや何らかの治療等を行う場合には、面接の時期や子どもの状態等を踏まえて、カウンセリング等の実施時期を検討するとともに、実施内容について記録しておくとなお良い。

#### ア. 面接前

子どもに対する司法面接を行う前におけるソーシャルサポートは、後に行われる司法面接において、子どもが自分の話したいことを話せるように心理面での準備の手助けとなる。面接前におけるソーシャルサポートの具体例としては、以下のようなものがある。

- ・汚染や誘導等を避けつつ、面接に向けて、子どもの精神面での準備を支援する。
- ・子どもが一時保護されている場合には、一時保護が必要な理由や一時保護所における生活の流れ、子どもをサポートする体制などについて子どもが理解できるように説明する。
- ・子どもが不安に思っていることを聞き、そのような不安を抱くことは自然なことであると伝えるなど、子どもの気持ちを否定することなく真摯に受け入れる。
- ・子どもの安心安全を保つために手続きの説明などを含め、司法面接の目的や面接する場所についてなど必要に応じて説明をする。（詳細は、事前準備〔5.（1）ア.〕参照。）
- ・面接前に、子どもが自発的に虐待行為等の被害について話し出した場合には、汚染や誘導等をしないかたちで、真摯な態度で子どもの話を聞く。

※日程調整などのためにより、虐待行為等の被害の疑いが発覚してから司法面接の実施までに一定の期間が空いてしまう場合がある。そのような場合には、事案について子どもの記憶を変容させ得るようなサポートは避けつつ、子どもが安心して過ごせるための心理的サポートや子どもが安全に過ごせるための福祉的サポートを行うなどして、当該期間を子どもに対するサポートの期間として活用することが望ましい。

※子どもが一時保護されていない場合、子どもは親や保護者と同居して生活することになる。その場合には、子どもの記憶の汚染等を防止し、かつ子どもの心理的負担を軽減するために、親等に子どもが被害状況等について話し始めた場合の対応方法や普段の子どもとの接し方などについて助言することが望ましい。（詳細は、事前準備〔5.（1）イ.〕参照。）

※子どもが虐待行為等の被害を受けていたことを知った非加害親等は、相当の衝撃を受け、戸惑いや不安を感じていることが通常である。そのような非加害親等の感情を受け止めつつ、子どもとの接し方や今後の手続きの流れ等について説明することも重要である。

#### イ. 面接当日準備

子どもに対する司法面接が実施される当日の準備として行うソーシャルサポートには、以下のようなものが考えられる。

- ・特に幼児期の子どもの場合、普段昼寝をしている時間とは違う時間を面接の時間として設定する。
- ・子どもを司法面接が行われる建物や部屋に受け入れる際、温かい雰囲気を出迎える。
- ・司法面接が開始されるまでに、トイレに行きたいか、お腹は空いていないか等を聞く。
- ・面接者は制服を着ずに、明るい色（クリーム色、薄い水色、薄い緑色など）の私服で面接を行う。
- ・面接者は、子どもの注意を引く可能性があるイニシャルやキャラクターが描かれている服、目立つアクセサリーなどを避けた服装をする。

※児童相談所から司法面接を受けるために他の場所に外出する際には、乗り物酔いや子どもにとって嫌な思いをする道を通らないかなども考慮することが望ましい。

#### ウ. 面接中

子どもに対する司法面接中に行うソーシャルサポートとしては、以下のようなものが考えられる。

- ・面接者はリラックスしたフレンドリーな雰囲気を伝え、面接中その雰囲気を維持する。
- ・面接者は子どもが沈黙している時間を受け入れ、子どもに考える時間を含め時間を与える。
- ・面接者は子どものパーソナルスペースを尊重し、子どもに触らない。ただし、子どもが泣き出した場合などには、「肩（背中）を触るね」と断ったうえで、肩（背中）を軽く触るなどのサポートを行うことも考えられる。
- ・面接者は顔を上げ、子どものことを見る。ただし、子どもを見つめすぎたり、居心地が悪いほど近くに座ったりしない。
- ・「フリをする」「想像する」といった言葉は、ファンタジー（空想）や遊びを示唆するおそれがあるため、面接において用いないようにする。
- ・「なぜ」を聞く質問は、子どもは自分の行動を責められている気になるおそれがあり、また、子どもの発達上、理由に関する質問は理解が難しいため、多用しない。
- ・面接者は子どもの行動を不必要に修正しない。
- ・子どもの話に対して、面接者が驚き、嫌悪感、不信感などの感情的な反応を行わず、感情や反応を示唆するような発言をしない。（例：「それはひどい！」）
- ・子どもが怒ったり、恥ずかしくなったり、恐れたりするときに、面接者が子どもの感情を受け入れ、対処する。ただし、この際、子どもの感情に対して面接者がコメントしないようにする。（良い例：「私は、子どもたちとこのような話をいつもしています。このようなことを話していいんだよ。」）
- ・トイレ休憩や飲み物休憩を子どもから協力を得るために使わない。（例：「この質問が終わったら、飲み物を飲んでいいですよ」）（なお、司法面接を実施するにあたって〔6. (5) イ.〕参照。）
- ・面接者は子どもとの間で約束をしない。（例：「全部うまくいくよ。」）

- ・「よくできているよ。」「もう仲間だよな？」など、子どもが話すことを強いられているように感じる可能性がある言葉を面接者は用いない。
- ・面接者は子どもにプレゼントを渡さない。
- ・性的な内容の話をする場合など、子どもが話すことをためらってしまうおそれがあるため、心理士や担当のケースワーカーは同席しない。万が一、面接者が心理士や担当のケースワーカーの同席を必要だと判断した場合は、子どもの視界に入らないところに座ってもらう。

#### エ. 面接後（心理士や担当ケースワーカー等によるサポート）

虐待行為等の被害について話した場合であっても、話さなかった場合であっても、子どもに対する司法面接を通して、子どもは心理面で様々な影響を受けている。また、子どもに対する司法面接は調査・捜査の一環に過ぎず、その後も子どもが事案対応において中心的存在であり続ける。そのため、子どもに対する司法面接が行われた後であっても、子どもに対して、例えば以下のようなソーシャルサポートを行い続ける必要がある。

- ・面接後は面接の内容を問わず、子どもが面接を受けたことを労う。
- ・中立的な話題の話をするなどして気分転換の手伝いをする。
- ・子どもが面接を受けたことや、面接で話したこと、話さなかったこと等に関して話を始めた場合、その気持ちを受け止めたうえで、子どもの選択は間違っていないこと、悪くないことなどを伝える。
- ・面接後に、面接では話せなかったことを子どもが話し始める場合がある。その場合には、子どもの話を止めずに、質問をしないで聞く。その後、関係機関と共有するなどして今後の事案対応に役立てる。
- ・子どもが不安等を口にした場合には、その気持ちを受け入れる。
- ・子どもによっては、自分の知らないところでどんどん物事が決まってしまうことに不安を感じる場合もある。子どもの年齢に即したかたちで、周りの大人が何を心配して、どう動いているのか誠実に伝える。また、「あなたがそれを知りたいと思うのは当然のことだよ。」と子どもの知る権利を尊重する。その会話の中で、子どもが何を望んで、何を望んでいないのかを把握する。

#### 4. 面接室の準備

子どもが落ち着いて司法面接を受けることができる環境を作ることは、非言語的なソーシャルサポートとして重要である。そこで、子どもに対する司法面接を行う面接室は、部屋の配置、雰囲気、座席の配置などを考慮した設計になっていることが求められる。

加えて、面接室のほかにも、面接前後に子どもが使用する待合室、チームスタッフが協議をするチームスタッフ室があるとよい。

##### (1) 面接室の状況、注意点

子どもに対する司法面接は、子どもに適した、チャイルドフレンドリーな環境で行われることが望ましい。また、子どもに対する司法面接は、秘密が確保されており、不必要に子どもの注意を引くものがなく、安全かつ、中立的で快適な環境で行われなければならない。そこで、子どもに対する司法面接を行う面接室の条件として、以下のようなものが考えられる。

- ・色にも配慮し、温かみがあり、かつ、シンプルで整理整頓されていて、不必要な家具がない。
- ・子どもの足が床に着く椅子が用意されている。（キャスター付きや回る椅子は避ける。）
- ・広過ぎず、狭過ぎない。
- ・アニメや漫画の絵が置かれていない。
- ・騒音から離れた静かなところにある。
- ・チームスタッフ室とビデオ、音声リンクができる。
- ・録画の際、面接室全体と子どもと面接者の全身が映るようにカメラを設置できる。
- ・時計が置かれている。
- ・子どもが手遊びをできるような、手で握れるストレスボールや粘土等を置いておく。
- ・高年齢の子どもにとっては、少し重みのある毛布などを置くことも有用である。

## (2) 待合室など

### ア. 子どもの待合室

子どもの待合室として、以下のようなものが考えられる。

- ・待合室は子どもが落ち着くための空間であり、面接室よりもさらに子どもに適した、チャイルドフレンドリーな空間になっている。
- ・積み木やクレヨンなどの中立的なおもちゃなどが置かれている。

### イ. チームスタッフ室

チームスタッフ室の条件として、以下のようなものが考えられる。

- ・面接室とビデオ、音声リンクができる。
- ・話し声が面接室に聞こえない。
- ・子どもから聞いた内容等を書ける場所が確保されている。
- ・時計が置かれている。

## 5. 事前準備

### (1) 司法面接に関する子どもへの事前説明

子どもに対する司法面接では、子どもが「一連の出来事について自身の言葉で主体的かつ自主的に話すこと」（narrative、ナラティブ）ができるように配慮をして面接を行う

ことが非常に重要である。そこで、子どもに事前に司法面接の概要を伝え、面接中は子どもが話すことに集中できるように促すことが望ましい。

#### ア. 年齢に応じた説明（面接の目的、チーム、録画、質問など）

子どもに対して事前説明を行う際には、以下のような点に注意しながら、*子どもの年齢や個々の子どもの特性等に応じた説明を行うことが望ましい。*

- ・ 司法面接に関する事前説明を行う者は、子どもが受けたおそれのある虐待行為等の内容については言及せず、あくまでも中立的な立場で説明を行わなければならない。
- ・ 事前説明の内容として、子どもが司法面接を受けるために行く建物やその場所、その建物に入ってからの流れや部屋の様子、同行者が建物まで同行すること、司法面接を行う面接者やチームについて、司法面接の内容が録画されること等を子どもが十分に理解できるように説明することが考えられる。
- ・ 子どもの発達状態や年齢に即して、どこまで、どのような言葉で説明するかについて、事前に関係機関の間で話し合っておくことが望ましい。
- ・ 事前説明として、「だれが」「何を」「どのように」話したかを記録する。
- ・ 低年齢の子どもの場合、「警察」や「検察」などの言葉を用いて詳しい説明を行うと、事前説明の目的に反して、子どもを緊張させてしまうおそれがある。そのような危険を避けるために、例えば、「私と一緒に働いている人が、別の部屋で私たちの様子を見ています」などと伝えることが考えられる。
- ・ 小学校6年生以上の子どもの場合は、学校の社会科の授業などで警察や検察について学習している可能性がある。その場合には、わかりやすく誠実に伝える方が望ましい。
- ・ 年長の子どもの場合、自分が話したことによって加害者に及び得る影響に対する懸念等が開示への障壁になっているおそれもあるため（詳細は、開示に関わる機序（ダイナミクス）〔2.（2）〕参照。）、チームスタッフ含むチームに関する説明や録画を行う趣旨等を入念にすることが必要な場合もある。ただし、話したがる子どもや特に緊張している子どもの場合には、詳細な説明がかえって開示を妨げるおそれがあることにも注意が必要である。
- ・ 子どもが普段行かない場所（警察署や検察庁など）で司法面接を行う場合、なぜその場所で司法面接を行うのかを説明することが効果的な場合もある。（例：「部屋が綺麗で、明るくて、邪魔されないところだよ。」）
- ・ 特に性的な事案に関して、子どもに恥じらいの気持ちがあることがある。「あなたに起きたことは、あなたの周りの人にとっては珍しいことかもしれません。でも、私はたくさんのお子さんたちから話を聞いているので、私にとっては珍しいことではありません。どんなことを話しても、私は驚いたりはしないので、安心してね。」などのように子どもの気持ちに寄り添いつつ、「これからあなたが安全に過ごせるように、話を聞きたい。」と伝えると良い。

## イ. 初期聴取の後、司法面接までの期間、子どもの周りにいる大人に推奨される対応（子どもが被害状況について開示し始めた場合等）

日本において、虐待行為等の被害について疑いが発覚してから司法面接を実施するまでに一定の期間が空くことが少なくない。その間に子どもと接する大人には、以下のような対応が推奨される。

- i. 子どもが自発的に話さない限り、大人から虐待行為等の被害等について質問をして聞くことを避ける。
- ii. 子どもが自発的に虐待行為等の被害等について話し始めた場合
  - ・大人から質問はしないかたちで子どもから話を聞く。
  - ・子どもが虐待行為等の被害等について話した内容や様子を録音・録画など状況に応じた適切な方法で記録する。録音・録画ができなかった場合には、子どもの言葉や話し始めた状況等についてできる限りそのまま記録する。
  - ・子どもが虐待行為等の被害等について話し始めた経緯や状況などについて、状況に応じて適当なかたちで記録する。

### **※親や保護者等に対する助言**

子どもが虐待行為等の被害を受けていたことを知った親や保護者、養育者は相当の衝撃を受け、戸惑いや不安を感じていることが通常である。特に、子どもが一時保護されていない場合、面接までの期間、自宅や親族の家などで子どもと保護者等とともに不安を感じながら過ごすことになる。加えて、保護者らが過度な事案対応を期待している場合もある。上記の対応方法や事態の受け止め方、子どもとの接し方、事案対応の流れなどを保護者らにわかるように伝え、保護者らが子どもをうまくできるサポートできるような助言を行うことが好ましい。

## **(2) 面接計画に関して**

### ア. 多機関多職種連携

子どもに対する司法面接は、多機関多職種連携の中で行われなければならない。また、面接者も、多機関多職種連携の一員であり、司法面接に関する研修や訓練を受けた者でなければならない。また、司法面接は、他の多機関多職種連携のメンバーがチームスタッフとして面接の実施状況を観察し、面接者をサポートできる環境で行う必要がある。面接者とチームスタッフ間の意思疎通に関する取決めは、子どもにとって負担の少ないで運用されなければならない。

#### **(ア) 多機関多職種連携の必要性**

より子どもの利益にかなった事案対応を実現するために、児童相談所や、警察や検察などの捜査機関、医療関係者など、それぞれ異なる職責を有する複数の機関が全体として協力し合いながら、多角的な視点から当該事案について検討し対応することが重要である。その検討や対応のために必要な情報を子どもから収集するためには、多機関多職種で構成

されるチームとして各機関が連携して司法面接を実施する必要がある。また、多機関多職種による連携がうまく機能するためには、それぞれの立場や考え方について理解し、互いに敬意を払うことが重要である。

(イ) 多機関多職種連携のメンバー

事案によって、多機関多職種連携を構成するメンバーは異なるが、検察、警察、児童相談所職員、医師、児童福祉司、心理士、司法面接者、教職員、子どもの被害者代理人などが含まれ得る。

イ. 面接計画を立てるにあたって

子どもに対する司法面接を効果的に実施するためには、事前に当該事案や子どもなどに関する情報を収集し、チームで共有し、子どもに合わせた質問の仕方、面接の目標、現実的に開示を期待できる情報等を話し合うなどの準備や面接計画の作成が必要である。特に、子どもが幼児期の場合や、虐待行為等の被害の内容が曖昧な場合、治療や家族の交友関係などのために調査・捜査が複雑になることが予想される場合などでは、事前の準備が重要である。

(ア) 司法面接計画の作成において有用な情報

司法面接の準備及び司法面接の計画を立てる際に、有用な情報には以下のようなものが考えられる。ただし、以下に挙げる情報は常に入手可能というわけではなく、また、必要というわけでもない。また、これら以外の情報が重要な場合もあることに注意が必要である。

i. 子どもに関する事前情報

- ・子どもの名前／年齢／性別
- ・発達の状況／障害の有無及びその程度
- ・学習の程度やコミュニケーション能力、会話における特徴など
- ・開示後の事情
- ・加害行為をしたと疑われる者との関係
- ・親や家族との関係（呼び方なども含む）や親の支援レベル／親権
- ・加害行為をしたと疑われる者からの分離の有無（保護の有無など）
- ・母語／ジェンダー／宗教など配慮のいる項目に関する情報
- ・文化的考慮の必要性の有無及びその程度
- ・（ラポール形成に役立つような）子ども本人の趣味や関心事項
- ・予想される開示への障壁及び考えられる要因
- ・子ども本人にとっての懸念事項（既往歴等）

ii. 聴取対象事案に関する情報

- ・事前に把握している情報
- ・被害状況が発覚した経緯及びその状況
- ・重要な情報（証拠など）の存在

### (イ) 司法面接計画を作成する際にチームで話し合っておくべき事項

司法面接の準備及び司法面接の計画を立てる際に、チームで事前に話し合っておくべき事項として以下のようなものが考えられる。ただし、以下に挙げる項目について常に事前に話し合っておくことが必要というわけではなく、これら以外の項目について話し合っておく必要がある場合もあることに注意が必要である。

- ・面接の目標
- ・現実的に開示を期待できる情報
- ・子どもの安全を確保するために最低限必要な情報
- ・予想される開示への障壁及び考えられる要因とそれへの対処方法
- ・「今日は何の話をしに来ましたか？」の質問により、うまく被害状況の聴取に移行できなかった場合の対応
- ・証拠を提示する可能性、必要性及び提示の方法
- ・子どもへの配慮（質問の仕方など）
- ・想定される反対尋問への対応
- ・子どもの心理状態が不安定な場合や事案が複雑な場合などには、事前に2回以上面接やセッションを行うことがあり得ることを想定し、1回目の目標とそれ以降の目標についても検討する。

※子どもから開示が得られなかった場合や面接の目標が達成できなかった場合の対応についても事前に検討しておくことが望ましい。

## 6. 司法面接を実施するにあたって

ここでは、いずれのプロトコルにおいても共通すべき構造（ストラクチャー）について述べる。なお、各面接者は利用するプロトコルに準拠して面接を実施する必要がある。

### (1) 司法面接の構造（ストラクチャー）

#### ア. 面接者

子どもに対する司法面接の目的は、虐待行為等について、子どもが記憶している情報をより正確に、かつより多く子どもから獲得することである。実証的研究及び実践から、子どもが会話の中心となって主体的に話す場合の方が、より正確かつ多くの情報を子どもから獲得できると考えられており、面接者からの質問は主として再生法により行われるべきである。ただし、家族以外の大人と会話するに際して、子どもは大人の話聞く立場にあることが多く、必ずしも自身の経験等を主体的に話すことに慣れているわけではない。

そこで、面接者は、子どもが自身の経験を記憶に基づいて最大限話すことができるように、司法面接の技能や知識に精通していなければならない。また、面接者は、司法面接の技能や知識に基づき、それぞれの子どもに即して、質問方法や用いる言葉に注意し、ソー

シャルサポートを行いながら、子どもの発達状況に適した、かつ心理的負担が少ない方法で面接を行わなければならない。

## イ. 記憶と質問の種類

再生法による質問 (recall question) の方が、再認法 (recognition question) による場合と比べて、子どもの言葉でより多く、かつより正確な情報を引き出すことができるため、司法面接は主として再生法によって行われ、再生法で得た情報について更に知る必要がある場合などに再認法を利用することが望ましい。再認法を利用する場合には、子どもが返答した後にその事柄について再生法による質問を行うように常に意識する必要がある (ペアリングの原則)。面接者は、面接中を通して、再生法による質問と再認法による質問を連続的に繰り返しながら面接を行うことが望ましい。

面接者は、混乱を招くような代名詞や指示語を利用することは避け、子どもが用いた言葉を利用することが望ましい。また、子どもの言葉を言い換えたり要約したりする場合には、誘導や暗示にならないように意識しなければならない。

### (ア) 再生記憶 (recall memory) ・再生法 (recall question)

再生記憶 (recall memory) とは、記憶された出来事について感情を伴わせながら再生して、その出来事について自身の言葉で話そうとする際の記憶の想起過程を指す。再生法は、再生記憶の想起を促すものであり、これにより、子どもが話す内容を決定し、主体的に発言をするように促すことができる。

#### i. ナラティブを促す質問

再生法では、オープン質問などを用いて、自身が記憶していることについて子どものナラティブを促すことが重要である。それにより、面接者から与える情報を最低限に留めつつ、子どもは自身の言葉で自分の記憶に基づいて最大限自主的かつ自発的に話すことができる。子どもは自身のナラティブによる会話に慣れているわけではないため、子どものナラティブを中心とした会話を面接の初期段階から実践しその会話の方法に慣れることは子どもにとっても有益である。

##### ・ナラティブを促す質問の例

「……について、覚えていることを全部話してください。」

#### ii. 焦点化したナラティブを促す質問

焦点化されたナラティブを促す質問は、子どもに特定の話題 (人、場所、もの、時間など) について手がかりを与えることで子どものナラティブを促す質問である。焦点化されたナラティブを促す質問は、会話の構造や方向を子どもに示しつつ、子ども自身の言葉でその話題について話させることを目的としている。この質問は、子どもがそれまでの面接中で述べたことについて明確化又は詳細化する際に有用である。

##### ・焦点化されたナラティブを促す質問の例

「さっき、おじさんがいやらしいことをしてきたと言ったけど、おじさんがしてきたいやらしいことについて話してください。」

### iii. WH 質問

WH 質問を行う目的は、既に面接の中で取り上げられた話題で子どものナラティブには含まれていない、「だれ」「なに」「どこ」「いつ」「どのように」に関する情報を引き出すことである。WH 質問は、子どものナラティブと面接者らが必要とする情報のギャップを埋める機能を有する。ただし、WH 質問は、子どものナラティブが十分に行われるまで行うべきではなく、WH 質問を多用することは避けなければならない。また、WH 質問を行う場合、答えを知らないと答えてもよいことを子どもに常に意識させることも重要である。

加えて、「なぜ」を聞くことは推奨されない。というのも、「なぜ」という質問は、子どもの責任を暗示し、罪悪感を生じさせることになり得るからである。また、「なぜ」を聞くことで、子どもに他の人物の行動、思考、行為などについて説明するよう促してしまうおそれもある。

また、「いつ」に関する事項のように、記憶の発達上、具体的に答えることが難しい事項もあることに注意が必要である。

#### ・WH 質問の例

「おばさんが叩いてきたと言ったけれど、おばさんはどのように叩いてきましたか？」

※子どもの返答（「おばさんが棒で叩いてきたの」）に対して、ナラティブを促す質問を続けることが好ましい（「おばさんが棒で叩いてきたときのことを教えてください」など）。

#### (イ) 再認記憶 (recognition memory) ・再認法 (recognition question)

再認記憶 (recognition memory) とは、再生記憶とは異なり、質問の中に選択肢が含まれており選択肢を選ぶことで質問に答える際の記憶の想起過程を指す。再認記憶の想起を促す再認法は返答の内容が質問に含まれているため、子どもが選択肢の中から無理に回答を選んでしまう、子どもが受動的な態度をとってしまう、暗示の可能性が大きいなどの危険がある。そのため、面接者は再認法の問題点について熟知し、再認法による質問を利用する場合には慎重に行うことが決定的に重要である。

面接者は、再認法による質問を行う場合、ペアリングの原則を意識すべきである。

#### i. 多肢選択型質問

多肢選択型質問には、面接者の質問の意図を明確にできるという利点がある。ただし、すべての可能性を網羅できるわけではなく暗示の危険が伴うため、選択肢の中に「ほかの何か」のような、その他の選択肢が正しくない場合に選択できる選択肢を含めることが好ましい。

幼い子どもの場合、多肢選択型質問を理解できないことが多く、多肢選択型質問は避けるか、用いる場合であっても非常に慎重にならなければならない。

#### ・多肢選択型質問の例

「おじさんが触ってきたのは、リビング、お風呂場、それともそれ以外の場所ですか？」

※子どもの返答に対して、ナラティブを促す質問を続けることが好ましい。

## ii. はい／いいえ質問

はい／いいえ質問は、子どものナラティブには含まれてない特定の情報について、子どもが情報を持っているか否かを明らかにしようとするものである。はい／いいえ質問は子どもが情報を持っている場合であっても質問に答えさえすればよいと思わせてしまう危険がある。そのため、はい／いいえ質問を用いることには慎重でなければならず、はい／いいえ質問は最終手段として利用されなければならない。特に、未就学児や発達の遅れている子どもに対してはい／いいえ質問を用いることに注意が必要である。

### ・はい／いいえ質問の例

「お婆さんは、あなたにほかにもいやらしいことをしましたか？」

※子どもの返答に対して、ナラティブを促す質問を続けることが好ましい。

## ウ. 発達段階等に適した面接

司法面接における質問は、子どもの年齢や発達段階に合わせて調整して行うことが不可欠である。通常、子どもは自分の能力を超える情報を求められたとしても、そのことに気付くことができない。そのため、面接者が子どもの発達段階に合わない質問を行うと、子どもは推測し、不用意に誤った情報を調査・捜査過程にもたらしてしまうおそれがある。

また、子どもの情報提供能力は、年齢や発達段階のほかにも、家庭環境、文化的な影響や慣習、障害の有無、トラウマ経験などの影響も受ける。さらには、社会や治安の情勢が発達に影響を与えることもある。これらの要因は複雑に絡み合って作用するものであり、自身の経験をどのように捉え、話すかは子ども一人ひとり異なることに注意しなければならない。

## エ. 構造（ストラクチャー）

司法面接の構造（ストラクチャー）は大きく分けて、聴取の導入と被害状況に関する聴取の2つに分けられる。

なお、司法面接は、録音録画された状況で行われなければならない。録音録画にあたっては、以下のような事項に注意する必要がある。

- ・レコーダーとカメラ（とマイク等）の電源がオンになっていることを確認する。
- ・録音録画の失敗を避けるために、録画している場合にも、ICレコーダー等で録音を行うなど、バックアップの録音録画があることが望ましい。
- ・カメラの角度は子どもと面接者の全身が入るような画角が望ましい。
- ・可能なかぎり、面接室全体が見えるように録音録画を行う。
- ・可能なかぎり、面接室に入った人物全員を特定できるように映し、司法面接の様子がしっかり見え、聞こえるように録音録画を行う。
- ・司法面接の実施日時を録画内で声明として残す。
- ・時計が動いていることが見えるように録音録画を行う。

#### (ア) 聴取の導入

聴取の導入では、子どもとの間でラポールを形成することが重要である。加えて、聴取の導入では、情報提供者としての子どもの役割を確立することを目指し、司法面接をするうえでの約束事やナラティブの練習を行う。また、聴取の導入は、子どものコミュニケーション能力、感情状態を面接者がよりよく理解し、子どもの司法面接への意欲を測る機会にもなる。そこで、聴取の導入における主たる目標は、以下のとおりである。

- ・面接者と子どもとの間にラポールを形成する。
- ・子どもが司法面接の場や方法に慣れる。
- ・子どもの言語と認知の発達段階について、情報を収集する。
- ・司法面接の目的は、子どもが話をすることであることを伝える。

以上のような目標のもと、聴取の導入では、自己紹介及び面接に関する説明、初期交流、ナラティブの練習が行われる。

面接における約束事又はグランドルールの提示方法や練習の有無等は、面接者が使用するプロトコルに従って行う必要がある。なお、面接における約束事又はグランドルールには、以下のようなものが考えられる。

- i. 知らないことは推測しないでください。
- ii. わからないことは「わからない」と伝えてください。
- iii. 面接者が間違った場合には「間違っている」と訂正してください。
- iv. 質問に正直に答えることの重要性を伝える。

#### (イ) 被害状況に関する聴取

被害状況の聴取の目標は、子どもに自分の経験の全体像を話してもらうことである。

被害状況に関する聴取は、聴取の導入からの移行のための質問から始まる。聴取の導入からの移行にあたって、面接者と子どもとの間に十分なラポールが形成できていないと感じた場合には、聴取の導入の時間を長めに取り、移行を遅らせることも検討する必要がある。

子どもが虐待行為等の被害等について話し始めた場合、面接者は、子どものリードに従って子どもが体験したこと、目撃したことについてナラティブを促すように努める。必要がある場合には、焦点化されたナラティブを促す質問を使用する、子どもに絵図や文字などを筆記してもらう（drawing）などの方法を適切に実施することで、子どものナラティブを促進したり、明確化したりすることが考えられる。また、子どもの疲労等を勘案し、適当なタイミングでブレイクを取るなどして、チームスタッフと面接内容を確認し、追加の質問の有無等について検討する。

被害状況の聴取の中で、子どもの開示の端緒など司法面接に至るまでの経緯や、ほかに被害状況について知っている人がいるかなどの情報についても、子どもに聞くことが望ましい。

## 事案に応じた被害状況の聴取

### (ア) 体の部位や行為に関する表現（特に性的被害の事案に関して）

特に性的被害の事案の場合、子どもは被害について話す際に、羞恥心など様々な理由から被害を受けた体の部位や被害の内容について、矮小化して話したり、具体的に話したがいなかったり、トラウマ記憶となってしまうなどのために話せなかったりすることが想定される。それにもかかわらず、被害時の子ども又は加害者の体勢など、虐待行為等に関する非常に詳細な内容について子どもに質問し、供述を得ようとすることは、子どもに過度な心理的負担を負わせることになる。それだけではなく、子どもが面接者に反応して自身の記憶に基づかずに被害状況について話したり、子どもの供述を面接者が不正確に理解したりする危険が大きくなり、かえって不正確な事実認定をもたらすことになる。また、最も厳格な事実認定が求められる刑事手続においてできえも、虐待行為等に関する詳細についての微に入り細を穿った情報がなければ、「子どもが性的虐待の被害を受けた」という犯罪事実を認定できないわけではない。子どもの供述の信用性は、その供述が客観的な証拠と合致すること、自発的な供述であること、体験性があることなどに基づき判断されるべきであって、いたずらに詳細な供述を子どもに求めることは事実認定にとって意味が乏しいばかりか、子どもに不可能を強いる危険があるために有害ですらあり得ることが再認識されなければならない。

特に性的被害の事案において、より正確な情報に基づき子どもの利益にかなった事案対応を実現するためには、司法面接を含む事案対応のいずれの場面であっても、虐待行為等に関する非常に詳細な内容について子どもに話させる必要はなく、またそうすべきでもないことを、面接者のみならず事実認定者をも含む事案対応に関わる者全員で共有する必要がある。（なお、今後の課題〔第4.7.〕参照。）

### (イ) 虐待行為等の日時・時期、頻度や回数の特定について

日本の現在の刑事司法の運用において、一般には犯罪行為の日時は「できる限り」具体的に特定することが求められ、犯罪行為の頻度や回数を確認することが重要であると考えられている。このことは子どもが虐待行為等の被害を受けた事案においても同様ではあるが、子どもの発達の程度や年齢によっては、時間の概念が十分に理解できておらず、虐待行為等の日時を子どもの供述から具体的に特定することが典型的に難しい場合がある。それにもか

かわらず、司法面接やその後の刑事手続において具体的な日時などを子どもの供述から特定しようとするのは、かえって不正確な事実認定につながる危険が大きい。他方で、具体的な虐待行為等の日時などが明らかでなければ、「子どもが虐待行為等の被害を受けた」という犯罪事実を認定することができないわけではなく、日時などは犯罪事実を特定する一手段として「できる限り」特定されていけば問題はない。仮に、日時などが特定できない場合であっても、一定の期間内に少なくとも1回は具体的な虐待行為等の被害を子どもが受けたか否かについて加害者側に争う機会が与えられた上、証拠によってそのような被害があったと認められるのであれば、そのような犯罪事実を認定することには何ら差支えはないと思われる。また、子どもの供述以外の証拠によって犯罪事実を限定することができることも少なくない。

そのため、子どもの発達等を踏まえると、虐待行為等の日時などについて子どもから具体的な供述を得ることはできず、またその必要性も必ずしも存在するわけではないことに十分に留意して、面接者のみならず事実認定者をも含む関係者全員が事案対応に臨む必要がある。(なお、今後の課題〔第4.7.〕参照。)

#### (ウ) クロージング (締め)

司法面接を終了する際には、司法面接に協力してくれたことについて子どもに感謝を示すことが重要である。また、子どもに質問の機会を与えたり、虐待に関係しない中立的な話題で子どもの気分を転換させたりすることが望ましい。

#### オ. 2回目以降の面接の場合

複数回司法面接を実施する場合には、1回目の面接を踏まえて、子どもとの関係を考慮しつつ、可能なかぎり面接内容の重複を避ける必要がある。また、可能なかぎり、1回目の面接者と同じ面接者が面接を実施することが望ましい。

#### (2) 道具 (アナトミカル・ドール等) の使用

プロトコルによっては、アナトミカル・ドールやアナトミカル・ダイアグラム (以下、「アナトミカル・ドール等」とする。) を使うものも存在する。事案や子どもの発達レベルによっては、アナトミカル・ドール等を使用することで話がしやすくなる子どもがいたり、子どもの供述の明確化ができたりする場合がある。他方で、アナトミカル・ドール等は適切に利用されない限り、誤導や混乱を招く可能性がある。そのため、アナトミカル・

ドール等を使用する場合には、その使用についてはチームで事前に検討したうえで、これらの点を十分に認識し、かつ司法面接において適切に道具を使用することができる者が使用する必要がある。ただし、アナトミカル・ドール等の使用は、子どもが被害状況について自身の言葉で開示した後に行うのが望ましい。

なお、被害の内容について子どもから非常に詳細な供述を得るために、アナトミカル・ドール等を使用することは控えなければならない。性的虐待か身体的虐待かを問わず、アナトミカル・ドール等を使用したとしても、それによって子どもが話す内容は、「何で」「どこを」「どうした」など、必要最小限の行為態様分かる程度に留められるべきであり、体の詳細な動きまで話すことを子どもに求めてはならない。（なお、事案に応じた被害状況の聴取〔p.49〕参照。）

### (3) 被害に関する客観的証拠の提示

子どもに対する司法面接を実施するまでの間の調査・捜査により、その意味や内容について確認しなければならない証拠が発見されている場合がある。その証拠をナラティブの手がかりとして提示したり、一定の証拠があるため秘密にする必要がないことを子どもに伝えたりすることで、特に子どもが虐待被害等について話そうとしない場合などでは、より効果的で子どもにとって負担の少ないかたちで司法面接を実施し、ひいては、公正な事案対応につながる可能性がある。他方で、証拠の内容や提示方法次第では、子どもに過度な負担を与え、誘導や示唆などにつながる危険がある。そこで、証拠を提示する場合には、その必要性や方法についてチームで事前に検討し、研修を受けた面接者が各プロトコルに従って適切に行う必要がある。

### (4) チームスタッフの役割

チームスタッフの役割は、各専門分野の視点から面接を観察し面接内容の重要部分を記録したり、面接計画も踏まえて必要な情報に関して面接者にアドバイスをしたりするなど、面接者が面接に集中できるようにし、かつ子どもの負担を軽減することである。チームスタッフがうまく機能するかどうかにより面接の成否を大きく左右されるため、各機関から参加するチームスタッフには、多機関多職種連携や司法面接に関する研修や勉強会に参加するなどして司法面接に関する一定の理解を有する者が含まれていることが望ましい。 チームスタッフとして期待される行動や心掛けには、以下のようなものが考えられる。

- ・面接中、ホワイトボードに書くなどして、面接内容の重要部分を記録し、情報を整理し、共有する。
- ・面接計画に沿って追加の質問などについて検討する。
- ・ブレイクが長くならないようにするために、面接計画で事前に面接の目標を決めておく、共通認識として持つておく。

- ・ブレイク中に、子どもがカメラに悪戯をしたり、立ち上がってドアをノックしたりする可能性があるので、チームスタッフ内で子どもの様子を見るメンバーをあらかじめ決めておく。
- ・面接者や他のチームスタッフのメンバーへの労りや声かけを忘れない。

## (5) 例外的な対応

### ア. 子どもが面接場所まで連れてきた人物から離れたがらない場合

- ・面接の日までに、子どもが司法面接に向けて心理面で準備するのを適切にサポートすることで、子どもが親や児童相談所職員など面接場所まで連れてきた人物から離れたがらない危険を相当程度引き下げることができる。
- ・子どもが面接場所まで連れてきた人物からどうしても離れたがらない場合には、その日の面接を中止することも検討する。
- ・子どもが面接場所まで連れてきた人物からどうしても離れたがらない場合であっても、子どもの安全確保等の緊急の理由でその日に面接を行う必要がある場合には、関係機関での検討の後、例外的に、衝立等を利用したかたちで面接を行うことも考えられる。

### イ. 物の持ち込みについて

- ・持ち物として、飲み物の持ち込みは認められる。喉が乾いていると子どもが言った場合は、飲み物を提供しても構わない。
- ・子どもによっては、「ぬいぐるみがないと不安だ」という場合がある。チームで相談のうえ、面接室に入る際には持って入ってもらい、「待っていてもらおう。」と言って、子どもの視界に入らないように後ろに置くことも場合によってはあり得る。裁判官や検察官やチームで判断したのであれば、事案によっては、子どもがぬいぐるみを持ったまま面接を行うことも認められる。

#### 面接へのぬいぐるみの持ち込みとファシリティドッグの安全性

6月のアメリカ視察でコートハウス・ファシリティドッグ<sup>®</sup>が実働する施設を訪問した。そのうち2つのCAC（ワシントン州、アラバマ州）では、面接に訪れた子どもに渡す物品が用意されていた。施設により異なるものの、ファシリティドッグのぬいぐるみ（写真1）、ファシリティドッグの名前の入ったリストバンド、ファシリティドッグの写真と紹介が記載されたカードなどが含まれている。

ワシントン州のCACでは、グッズの入った袋をCACの職員が面接前の子どもに渡している。そのため、ぬいぐるみを持って面接に参加する子どももいるという。司法面接者からグッズが渡されることはないため、物を与えることが面接で話すことの報酬にはあらず、問題にはならないということであった。

アメリカでは 302 頭（2023 年 7 月時点）のコートハウス・ファシリティドッグ<sup>®</sup>が実働しており、司法面接へのファシリティドッグの同伴が数多く実施されている（写真 2）。コートハウス・ファシリティドッグ<sup>®</sup>の普及啓発、専門機関への教育を行う Courthouse Dogs<sup>®</sup> Foundation のエレン・オニール・スティーブンス氏（元副検察官）によると、これまで面接へのファシリティドッグの同席により問題が生じたケースはなく、子どもとの関わりはもちろん、司法手続きの観点からも面接にファシリティドッグが同席することの安全性が認められているということであった。（山本真理子） Courthouse Dogs<sup>®</sup>は Courthouse Dogs<sup>®</sup> Foundation が米国で商標権を得ています。またコートハウストッグ<sup>®</sup>は NPO 法人子ども支援センターつなぐが日本で商標権を得ています。



写真 1. ファシリティドッグのぬいぐるみ



写真 2. 司法面接室  
ファシリティドッグが座るソファも用意されている。

#### ウ. 子どもが途中で泣き出したときの対応

- ・ 司法面接という状況に対して感情的になっているのか、被害当時のことを思い出して感情的になっているのかなど、目の前の子どもの様子を観察し、見極めたうえで対応する必要がある。
- ・ 司法面接を受けることに緊張しているなど、司法面接の状況に対して感情的になっている場合、声かけをするなどのサポートを行う。
- ・ 被害当時のことを思い出して感情的になっている場合、子どもが自らの言葉で自身の気持ちについて話し始めたら、オープン質問などを用いてさらにその詳細について聴取する。

#### エ. 解離を起こしたときの対応

- ・ 「触ってもいい?」「触るよ。」などと声をかけたうえで、肩や背中などをさする。
- ・ 落ち着くために必要な飲み物などを状況に応じて提供する。
- ・ 子どもの既往歴等で事前に解離を起こす可能性があることが分かっている場合には、解離した子どもの扱いに慣れた者にチームスタッフに入ってもらい、その場の状況判断で指示を仰ぐ。
- ・ 解離した子どもの扱いに慣れた者がチームスタッフにいない場合は、普段の子どもの様子を知っている職員の指示を仰いだり、面接の続行の可否をチームで話し合い、場合によってはその日の面接の中止や複数回の面接の実施について検討したりする。

### 司法面接と司法面接後の調査・捜査あるいは支援等との関係

本ガイドラインが対象としている日本版司法面接は、あくまでも、多機関多職種連携に基づいて行われる初期供述の確保を目的とした代表者聴取等である。日本版司法面接も調査・捜査の一部として行われる活動であって、事案対応にとって重要であることに疑いはないが、証拠の保全及び獲得のための一手段に過ぎない。そのため、より子どもの利益にかなった事案対応を実現するためには、司法面接によって得られた子どもの供述も踏まえて、司法面接後、各機関が適宜必要に応じて調査・捜査あるいは支援等を行うことが不可欠である。

司法面接後の調査・捜査あるいは支援等の中には、加害親も含む加害者と疑われる者や非加害親やその他の親権者、子どもの家族との接触も含まれる。他方で、捜査機関がいわゆる加害者の面割や司法面接後の捜査により明らかになった事項について確認するために子どもに事情聴取をしたり、医師らがトラウマケアやメンタルケアを子どもに行ったりなど、被害を受けた子どもとの接触も当然に想定される。これらの対応は各機関がそれぞれの職務ないし職責を果たすために行うものであり、それらの結果や記録の利用の方法も異なる以上、被害を受けた子どもと接触するからといって、司法面接と同一の方法や水準が要求されるというわけではない。

司法面接後の調査・捜査あるいは支援等にも司法面接と同一の方法や水準を要求する議論がしばしば見受けられるが、その一因には、代表者聴取等の後も当該事案の対応を担当する検察官が代表者聴取等の面接者になっていること、子どもの供述を記録した書面や録音録画記録媒体の証拠能力に関して、司法面接におけるものとそれ以外の場面におけるものとで刑事訴訟法上明確には区別されていなかったことなどがあるように思われる。今後は、刑事訴訟法の改正により同じ子どもの供述であっても、司法面接により得られたものと司法面接後の調査・捜査あるいは支援等により得られたものとは刑事訴訟法上の扱いが異なり得ることを前提に、両者を適切に区別して、両者の関係、それぞれの実施方法、さらには刑事裁判における証拠能力の要件などについて議論することが求められよう。

ただし、いずれの段階においても子どもが事案対応の中心的存在であることを忘れてはならない。より子どもの利益にかなった、ないしは公正な事案対応を実現するという目的からすると、特に、被害を受けた子どもとの接触は、司法面接の趣旨や精神を踏まえた方法で行い、子どもへの過度な負担を避けることが望ましいであろう。なお、一律にすべての機関が同じ方法を採用しなければならない

というわけではなく、どのような方法を採用するかは各機関の職責やリソースなどに応じてそれぞれの機関が決定すべきである。この決定に際して、各組織は、自身が採用した方法で適切に調査・捜査あるいは支援等が実施されるように、組織内部で司法面接後の調査・捜査あるいは支援を行う際の指針や手順などを作成し、研修制度を整備することなども同時に推奨されよう。

## 7. 司法面接後の手続き

### (1) 司法面接の録音録画記録媒体の保管

子どもに対する司法面接の録音録画記録媒体は、その後の事案対応として、子どもの安全確保や刑事事件としての事案の解明や適切な処罰の実現のためなどに用いられることが想定される。いずれの用途で用いられる場合であっても、子どもが話している部分を含む司法面接の様子を録音録画した記録媒体を、それに変更等が加えられていない状態で保管することが極めて重要である。

昨今の情報技術の発展により、デジタル記録は編集により変更や改ざん等を行うことが一般により容易になっている。また、録音録画記録媒体は子どもやその家庭のプライバシーに関わる非常にセンシティブな情報を含んでおり、外部に漏洩することを防止する必要性も高い。このようなことなどを踏まえると、録音録画記録媒体及びその内容（データ）を保管する機関は、当該記録媒体を金庫等に保管する、当該記録媒体及びそのデータを利用することができる人を制限する、当該記録媒体及びそのデータを利用する場合にはその目的及び利用状況を記録するなどの内容を含む、録音録画記録媒体及びそのデータの保管及び利用に関する内部規程を作成するなどして、組織として適切に当該記録媒体及びそのデータを保管し利用するための措置を取る必要がある。

また、特定の機関が司法面接の録音録画記録媒体を保管している場合であっても、複数の機関が事案対応に関わっている以上、関係機関と当該記録媒体ないしそのデータを共有することが当然に想定される。そのため、適切に各機関が当該記録媒体及びそのデータを利用できるようにしつつ、データの変更や改ざん、漏洩を防止するために、録音録画記録媒体及びそのデータの共有方法等について、関係機関の間で事前に取り決めておくことが望ましい。（なお、今後の課題〔第4.5.〕参照。）

### (2) 司法面接の録音録画媒体の予想される利用方法

#### ア. 子どもの安全確保のための利用

子どもに対する司法面接の録音録画記録媒体は、子どもの安全確保のために利用される場合がある。具体的には、児童相談所ないし家庭裁判所における子どもの一時保護に関する

る判断や、要保護児童に対する措置の判断、親権の喪失又は停止に関する判断の資料となることが予想される。このような利用にあたっては、当該録音録画記録媒体が刑事手続の公判審理において証拠として利用され得ることを踏まえつつ、捜査機関、児童相談所、家庭裁判所などの関係機関であらかじめ利用方法や取扱いについて協議し、適切な対応を取ることが望まれる。

#### イ. 刑事事件における証拠としての利用

子どもに対する司法面接の録音録画記録媒体は、被告人に対する公判審理における証拠として利用される可能性がある。現時点においては、被告人側の同意がない場合に、当該記録媒体を実質証拠として利用することは一般的とまではいえない。（場合によっては、刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号に基づき、当該録音録画記録媒体に証拠能力が認められている。）そのため、司法面接において子どもが開示した内容に基づいて虐待行為等の犯罪事実を認定する場合には、通常、当該子どもに対して公判廷において証人審問が行われる。ただし、前述したとおり、2023 年 6 月に成立した刑事訴訟法改正により、改正法の施行後（遅くとも同年 12 月以降）は、公判廷において子どもに対する反対尋問が行われるなどの条件のもと当該記録媒体を実質証拠として利用できるようになる（刑事訴訟法 321 条の 3）。このように、当該記録媒体の証拠としての利用方法については現在も様々な議論がなされている。

いずれにせよ、公判廷において子どもに対して証人尋問を行う場合には、子どもの知的発達の程度に応じた言葉を用いたり、司法面接において用いられる技法を用いた質問を行ったりするなど、子どもの記憶の特性などに十分に配慮することが求められる。（なお、今後の課題〔第 4. 6〕参照。）

※場合によっては、司法面接を受けた子ども本人などが、司法面接の録音録画記録媒体や司法面接の内容について記録した書面について、個人情報保護法や情報公開条例などに基づいて、各機関に開示を請求する場合があります。請求を受けた各機関は、法律や条例に基づいた対応をしなければならない。（なお、今後の課題〔第 4. 5.〕参照。）

#### **(3) 面接者が裁判所において尋問されると予想される事項等**

刑事事件における証拠として、子どもに対する司法面接の録音録画記録媒体が証拠調べされる場合には、子どもに対する司法面接を実施した面接者に対して証人尋問がなされる可能性がある。司法面接によって獲得された子どもの供述にどの程度の信用性があるかや、証拠調べの前提として当該記録媒体に証拠能力を認めてよいかの判断にあたって、面接者が子どもの記憶やトラウマ記憶の特性などに関する知見、司法面接のプロトコルや面接技法などについて習熟しており、かつ、それを実際の司法面接において利用しているこ

とが重要な考慮要素となる。そこで、例えば、面接者は以下のような事項について、証人尋問で問われる可能性があり、適切に応答できるよう準備しておく必要がある。

※以下の項目は、現在考えられうるものを列挙したに過ぎず、また、証人尋問で問われる事項は面接者の属性によっても異なり得るため、参考までに参照されたい。

- ・ 司法面接に関して受けた研修の内容及びその日時
- ・ 司法面接に関する研修終了後のフォローアップの内容と方法
- ・ 子どもの記憶やトラウマ記憶等に関する特性などに関する知見や支援等を実施した経験の有無、程度
- ・ 司法面接や子どもに対する面接の実施経験
- ・ 司法面接の実施にあたり主として準拠したプロトコル及びその性質
- ・ 実際の面接の実施内容、子どもへの配慮事項とその理由及び根拠
- ・ 司法面接中の子どもの様子
- ・ 司法面接に至るまでの経緯（開示の経緯、面接に至るまでの経緯、周りの大人への指導方法など）
- ・ 子どもの供述についての評価、説明
- ・ 子どもの供述についての解釈の仕方の注意点

## 8. 研修方法

子どもに対する司法面接を効果的に実施するためには、面接者は子どもの記憶やトラウマ記憶などの特性に関する知見や、事案対応に関する法的知見、司法面接において用いられる技法の根拠やその使用方法などの知識に習熟し、かつ実践できる必要がある。そこで、面接者として子どもに対する司法面接を実施するためには、面接者は国際標準の研究・実践に基づく司法面接の研修プログラム<sup>33</sup>を修了していることが要求される<sup>34</sup>。また、司法面接は子どもに関する科学的知見や実践の経験をもとにしているものである以上、その内容は随時発展している。そのため、面接者は、一度研修を修了すればよいというわけではなく、定期的に組織内部で司法面接に関する勉強会を実施したり、組織外部で研修を受けたりするなどしてフォローアップを行う必要がある。

また、単に司法面接の研修を受けただけでは、司法面接で用いる技法を十分に利用した面接を実施できるわけではなく、実際に実践する中で自身の面接技術を向上させることが求められる。面接技術の向上にあたっては、組織内部やともに司法面接を行ったメンバー

<sup>33</sup> 研修プログラムには、通常、司法面接の技能やプロトコルについての講義、それを踏まえた司法面接の演習、子どもの記憶や供述の特性などについての講義、児童福祉や刑事手続など司法面接の実施に関連する制度についての講義など、3日～5日分以上の内容が含まれている。

<sup>34</sup> ただし、このことは、司法面接に関する研修を受け、司法面接を実践する中で、研修プログラムを受けたのと同程度又はそれ以上に十分な技能や知識を習熟している者の面接者としての適格性を否定する趣旨ではない。

間でピアレビューを行うことも非常に有効である。ピアレビューの方法としては、面接者同士で録音録画された司法面接の様子を検討し、良い点や改良点を検討し合うなど様々な方法が考えられる。また、より司法面接に精通している者から定期的に指導を受けることもなども有用である。なお、ピアレビューなどはあくまでも面接技術の向上のために行うものであって、その内容を業務評価等に結び付ける必要性はない。

## 第4. 今後の課題

### 1. 初期聴取に関する啓発及び研修

初期対応の方針を決定するために、学校の教職員や、医療関係者、児童相談所の職員、捜査機関などが子どもから必要最低限の情報について聴取を行うことが必要な場合もあり、かつ、その聴取は適切に行われる限りで後に実施される司法面接の準備や実施に資することもある。一方で、子どもから無理に聴取を行っていたり、聴取の様子や内容等が記録されていなかったりした場合には、司法面接がうまく機能しなかったり、子どもの供述の利用やひいては適切な事案対応を困難にしたりするおそれがある。

学校の教職員や医師、弁護士など、初期聴取を行う可能性がある者の多くは、特に子どもの虐待被害等を発見しやすく、早期発見に努めなければならない地位にある（児童虐待防止法5条1項参照）。より実効的な司法面接を実現し、より子どもの利益にかなった事案対応を実現するためには、これらの者も初期聴取の研修を受けたり、初期聴取の手順やその後の手続き等について文書や何らかの方法で共有したりするなどすることも必要であろう。

なお、子どもに対する司法面接と同様に、初期聴取の制度や実践も過渡期（萌芽期）にある。そのため、上記のように、初期聴取の質を高めるための研修体制などの整備を進めることは非常に重要である。同時に、初期聴取のあり方一般についても、司法面接全体に関する制度や実践の発展と並行するかたちで、初期聴取もその一部であることを踏まえつつ、より子どもの利益にかなうものとなるよう段階的に検討を重ね、実現していくことが肝要であろう。

### 2. 多機関多職種連携の向上

子どもに対する司法面接は、多機関多職種連携のもと、捜査機関や児童福祉機関など、それぞれの領域における専門機関が協同して、調査・捜査の一部として面接を実施されるべきものである。本ガイドラインにおいても、子どもに対する司法面接を含む、子どもが虐待行為等の被害を受けた疑いのある事案に対して多機関多職種連携で対応する重要性について繰り返し言及した。

しかしながら、例えば、なるべく早いタイミングで子どもの供述を保全しておくことが子どもの記憶や供述の特徴を踏まえると望ましいにもかかわらず、日本では、各組織の日程調整が十分にうまくいかないなどの理由のために、事案の発覚から司法面接の実施まで週単位で期間が空いてしまうこともある。このような事態は、事案に対応する各組織の人員不足や面接室の不足など人的又は物的資源が十分とはいえないといった事情を差し引いたとしても、現状の多機関多職種連携のあり方には更なる改善の余地があることを示唆する事情といい得る。

また、現状、多機関多職種連携は、子どもに対する司法面接の場面を中心に行われている。子どもに対する司法面接は子どもが虐待行為等の被害を受けた事案における調査・捜

査の一部として行われているものであり、多機関多職種連携の必要性は個々の事案対応全体や児童虐待事案対応システム全体においても同様に認められよう。また、現在、多機関連携として実施されている三機関連携は、児童相談所、警察及び検察によるものであるが、より子どもの利益にかなった事案対応を実現するためには、医師などの医療機関などとの連携も強化していくことが肝要であろう。ただし、それぞれの機関は、それぞれ異なる専門領域を有し、各領域について責任を負っているため、ある機関が必要としている情報や機関内部の意思決定の内容、懸念点などは必ずしも他の機関にとって明瞭というわけではなく、多機関多職種連携には相応の難しさも伴う。実際、凄惨な結末を迎えてしまった事案などでは、各機関が専門性を持っているにもかかわらず、相互のコミュニケーションが不足したために、事案の認識等について齟齬が生じてしまい、結果を回避できなかったことが指摘されている。

今後さらに効果的に司法面接を実施し、ひいてはより公正な事案対応を実現していくためには、より一層多機関多職種連携が実質的に機能するように改善していかなければならない。そのためには、児童虐待事案に関与する関係機関が、相互に相手の職責や職務について理解し、対等に、かつ、それぞれの専門領域に対して敬意を払いながら協同することが必要不可欠である。関係機関の間での相互理解を深め、信頼関係を醸成する方法や制度等を検討するにあたっては、米国における児童福祉機関や捜査機関などが同じ建物内でもともに活動する実践や、捜査機関や児童福祉機関と連携し委託を受けるなどして活動するCACのような実践が大いに参考になると思われる。実際、類似の方法が日本各地で広まりつつあり、また、児童相談所と警察の間での人事交流も盛んになり始めており、それによる各機関間の連携の向上についても周知されてよいように思われる。

### **3. 子どもに対する司法面接の中立性の向上**

日本において、現状、子どもに対する司法面接は、主として検察官などの捜査機関において当該事案に直接対応している者が面接者となっていることが多い。このことから、面接の中立性について、問題が投げかけられることがある。ただし、司法面接のあり方を一義的に解釈する必然性はなく、司法面接において要求される中立性の程度は当該司法面接が実施されるまでの手続きや司法面接の録音録画記録媒体やその内容（データ）の利用方法などを踏まえて検討する必要がある。

本ガイドラインが主として対象としてきた日本版司法面接は、最小限の手続きやChildFirst® Forensic Interview Protocolなどのプロトコルに基づいて実施されている。各種プロトコルは、子どもは会話相手の影響を受けやすく、かつ、司法面接における会話の相手が見知らぬ大人であることを前提に、それぞれの子どもが自身の言葉で自身の記憶に基づいて主体的かつ自発的に話すことができるように、質問方法などによって中立性が保たれるように構造化されている。このように構造化されたプロトコルに依拠した司法面接では、それまでの職務経験や個々の事案について事前に知った情報に基づく面接者

のバイアスが生じにくくなっており、かつ、面接者もそのようなバイアスを面接に持ち込まないように意識し、中立性を維持することが重要であると考えられている。そのため、司法面接のプロトコルに適切に則っている限りで、日本版司法面接は一定の中立性を担保することができる。

他方で、日本版司法面接の録音録画記録媒体は近日中に施行される刑事訴訟法 321 条の 3 により証拠能力が認められ得るが、同時に公判廷における反対尋問の機会が設けられている。公判廷における反対尋問という手段により信用性を吟味することが想定されている以上、反対尋問が予定されていない場合に比べると、司法面接時の中立性は緩和されてよい。そのため、刑事訴訟法 321 条の 3 によって司法面接の録音録画記録媒体を公判廷にて利用することを前提にすると<sup>35</sup>、日本版司法面接が各種プロトコルに適切に則って行われている限り、その中立性には必ずしも問題があるというわけではないであろう。

ただし、このことは、今後、司法面接における中立性を高める必要がないということの意味するわけではない。日本版司法面接のように、実際に事案に直接対応している者が面接者となる場合、たとえ本人が中立性を意識したとしても、無意識的に自身の立場からの事案対応の要求を司法面接において優先してしまうおそれがある。そのような危険をある程度和らげる手段として、当該事案を直接担当しない捜査官が面接者として司法面接を実施することも考えられよう。この点については、英国における司法面接の実践が参考になるかもしれない。さらには、将来において、反対尋問を予定しないかたちで司法面接の録音録画記録媒体を公判廷における証拠として利用することを認める法改正が行われる場合には、現在の日本版司法面接よりも高い中立性が求められるであろう。その際には、例えば、捜査機関や児童福祉機関などの事案対応を行う機関に属さず、子どもの特性や調査・捜査において必要な知識の双方に精通している者が面接者となり、捜査機関や児童福祉機関など事案対応を行う機関はチームスタッフとして面接に参加することでより厳格な中立性を実現することも考えられる。

いずれにせよ、より中立的な司法面接を実現するためには、面接者となる人材を育成するとともに、証拠法制や組織体制などを整備していくことが望ましい。

#### 4. 面接者及び関係者のケア

虐待行為や暴力行為などの被害者となったり目撃者となったりすることは、子どもに重大な心理的外傷を負わせるものであるため、子どもに対する司法面接は、不必要に子どもに更なる心理的な負担を負わせないように構造化されている。一方で、司法面接が実施される事案の中には相当程度重大な事案も多分に含まれており、それらの事案の司法面接を行ったり事案対応を担当したりすることで、たとえ専門家であったとしても、面接者を含

---

<sup>35</sup> なお、司法面接後の調査・捜査あるいは支援等として行われる子どもへの面接や聴取については、その記録が刑事訴訟法 321 条の 3 により証拠能力が認められるか、認められるとしてどのような場合かなどは別途検討の必要がある。

む事案対応者らも心理的に相応のストレスを負ってしまうことは珍しくない。それにもかかわらず、この点について従来十分には検討されてこなかった。

最も子どもの利益にかなった事案処理が一貫したかたちで実現されていくためには、司法面接という方法を洗練させるだけではなく、事案対応に携わる人々が満足に事案に対応できるように配慮することも必要である。そうであれば、メンタルケアなど面接者を含む事案関係者らに対する適切なサポートや多機関多職種連携におけるチーム作りのあり方も併せて考えていくことが今後より重要になるであろう。事案関係者らに対するサポートとしては、専門家によるトラウマケアのような治療なども考えられれば、面接終了後面接者を含む関係者間で簡単に話し合う時間を持つなどの方法も考えられるかもしれない。チーム作りという観点からは、司法面接の準備やその後の振返りなども含めて、子どもに対する司法面接を行う多機関多職種連携のチームの内部において、互いの信頼関係や心理的安全性が醸成されていることが司法面接の効果を引き上げるのみならず、関係者のストレスを軽減させる要因にもなり得る。

また、特に面接者は、子どもとラポールを形成し、その子どもに適した方法で司法面接を実施するという立場にあるからか、司法面接が計画どおりの目的を達することができなかった場合には、面接者の技能不足による「失敗」とであると評価されかねない状況に置かれている。しかしながら、子どもから情報を引き出せなかったとしても、そのことが必ずしも司法面接の「失敗」ではないことを関係者は共通認識として持ち、面接者に対する敬意を忘れないように気を付けることも重要であろう。

## **5. 司法面接の録音録画記録媒体及びその内容（データ）の保管や共有のあり方**

司法面接により得られた子どもの供述は、その後の捜査や場合によっては刑事手続の公判審理において証拠として利用されるだけでなく、子どもの安全確保のための必要な手段を検討する際の重要な資料としても利用される。そのため、本来であれば、司法面接を協同して行った児童相談所、警察及び検察はそれぞれその職責を果たすために必要な限度で、子どもに対する司法面接の録音録画記録媒体及びそこでなされている子どもの供述を利用できるように、当該記録媒体ないしその内容（データ）が共有されなければならない。しかしながら、自治体によっては、特に児童相談所が司法面接の録音録画記録媒体及びそのデータを利用するにあたって、多少の不便が存在することもあるようである。

現状、代表者聴取等は検察庁又は警察署で行われることが多く、その様子を録音録画した記録媒体は検察又は警察が保管していることが通常である。当該記録媒体には子どもの家庭の状況等を暴露し得るような情報が記録されていることを踏まえると、一つの機関が保管することで当該情報の漏洩リスクを下げることに意味がある。また、捜査機関としては、迅速に事案を解明するために、捜査に関する情報を容易には外部と共有できないという事情も存在する。しかしながら、確かに、刑事事件としての捜査が重要であることに疑いはないが、他方で、最も子どもの利益にかなった事案対応という観点からは、保護な

どの他の手段を検討することや、刑事事件として事件を処理する場合であっても並行して保護の必要がある子どもに対して早期に適切な措置を取ることも重要である。そのためには、捜査機関が保管している場合であっても、児童相談所が、必要に応じて当該記録媒体あるいはそのデータに適切にアクセスできる必要がある。

加えて、特定の機関が録音録画記録媒体及びそのデータを保管している場合、保管している機関の職務上は保管の必要がなくなったとしても、他の関係機関にとってはなお当該記録媒体及びそのデータを利用する必要性が存続していることもある。それにもかかわらず、一機関のみで録音録画記録媒体及びそのデータの保管方法やその期間等を決定しているとすると、他の関係機関のニーズを把握しきれず、全体として最も子どもの利益にかなった事案対応を実現できないおそれがある。

そこで、子どもの安全確保や刑事事件としての処理など当該事案に適切に対応するために、子どもに対する司法面接の録音録画記録媒体及びそのデータを各機関が必要とときに適切なかたちで利用できるように、関係機関の間で事前に当該記録媒体及びそのデータの保管方法や共有方法等について取り決めておくことが肝要である。すなわち、録音録画記録媒体及びそのデータの保管主体、保管方法及び保管期間、閲覧者及び利用者の範囲、録音録画記録媒体及びそのデータへのアクセス権限とアクセスの方法、アクセス記録の保存、録音録画記録媒体及びそのデータの利用方法、守秘義務の遵守等について、関係機関の間で事前に定めることが求められよう。もちろん、重要なことは、録音録画記録媒体及びそのデータの共有それ自体ではないため、一つの機関が当該記録媒体を保管しつつ、そのデータを限定的に他の機関と共有するかたちであっても、事件の捜査や子どもの安全確保のための措置等を行うことができるような方法もあり得る。

また、司法面接を受けた子ども本人などが、司法面接の録音録画記録媒体や司法面接の内容を記録した書面について、個人情報保護法や情報公開条例などに基づいて、各機関に開示を請求する場合があります。このような請求は、必ずしも面接直後に行われるわけではなく、請求主体たる子ども本人らが適切にアクセスできるように当該録音録画記録媒体などが保管される必要もあろう。

## 6. 公判審理のあり方に関して

現行法上、子どもに対する司法面接の録音録画記録媒体が実質証拠として公判審理で用いられる可能性はそれほど高くはない。そのため、虐待行為等について子どもの供述を実質証拠として事実認定に用いる場合には、被害を受けた子どもに公判廷において証人として証言させる必要がある。刑事訴訟法 321 条の 3 が施行された後も、公判廷における子どもに対する反対尋問の機会が被告人側に残されている。そのため、公判廷における子どもに対する証人尋問の方法が、事実認定にとって今後も大きな意味を持つと思われる。

現行の刑事訴訟法及び刑事訴訟法規則の条文上は、証人尋問にあたって子どもと成人とで異なる取扱いがされているわけではない。そのため、子どもに対してであっても、被告

人側は反対尋問において証人を誘導することが許容される（刑事訴訟法規則 199 条の 4 第 3 項。ただし、裁判長の裁量で誘導尋問を限定することはできる。同 4 項。）。しかしながら、子どもは被暗示性が高いという記憶の特性を踏まえると、誘導尋問によって司法面接時とは異なる内容の供述をしたとしても、必ずしも司法面接での供述の内容の信用性に疑義が生じるというわけではない。加えて、子どもは知的能力や語彙力などが十分には発達していない場合も少なくなく、それにもかかわらず、成人の証人に対するのと同様の語彙や文章で質問をしたとしても、子どもは質問の意味を理解できないなどの理由から満足に回答することができないおそれも十分に存在する。

また、子どもの供述の信用性を成人の場合と同様の観点で検討することは必ずしも適切ではない。例えば、成人の供述の場合であれば、供述が変遷していることは供述及びそのもとになっている記憶の信用性を疑わせる事情であると一般に考えられている。しかしながら、虐待行為等の被害を受けた子どもの場合、一度自身が受けた被害について司法面接等で供述をしたとしても、その後供述をしたことを悔やんだり、被疑者や被告人への影響などをみて自分を責めたりすることで、供述の内容を取り消すことも少なくない。そうであっても、供述をしたことそれ自体に責められるべき点がないことを子どもが再度認識して改めて被害について供述をすることもある。すなわち、虐待行為等の被害を受けた子どもの供述が変遷することそれ自体は、心理学等の知見や経験則を踏まえると、供述の信用性を疑わせる事情とは必ずしもいえず、具体的な変遷の過程や時期などに即して、当該変遷が持つ証拠上の意味についてより慎重に判断する必要があるだろう。

このように、子どもに対する証人尋問や子どもの供述の信用性評価にあたっては、子どもの記憶の特性などに十分に配慮する必要がある。例えば、子どもに対して証人尋問を行う場合には、子どもの記憶の特性等に十分に注意を払い、司法面接で用いられる質問方法などを用いることが望ましいであろう。また、諸外国では、子どもへの質問方法や内容、子どもの回答の理解の仕方等について専門家が法廷等で裁判官、検察官、弁護人などに助言を行う制度を設けているところもあり、参考になるであろう。いずれにせよ、証人尋問や証拠の信用性評価などを法廷で行う法曹三者はこのことを十分に理解したうえで、より子どもの権利・利益を正当に擁護することができるように、一層の検討や努力をすることが求められよう。

## **7. 子どもに対する司法面接の限界**

子どもに対する司法面接は、子どもが虐待行為等の被害者となる事案において、重要な証拠となり得る子どもの供述を保全するための重要な手法であることは疑いがない。しかしながら、当然のことではあるが、事案対応に必要な事実について子どもから完璧な情報を得ることができるわけではないことに注意しなければならない。

例えば、子どもの記憶の特性や発達の程度を踏まえると、虐待行為等の日時を子どもが明確に述べることは困難であると考えられている。他方で、通常、刑事手続においては、

「できる限り」具体的に個々の犯罪行為の日時を特定することが求められる。そこで、子どもが虐待行為等の被害者となる事案において、重要な証拠である子どもの供述等に関する研究成果などによると具体的な日時の特定が典型的に困難な場合があることを前提に、「できる限り」日時の特定が求められている趣旨及び目的に即して、どのような場合に、どの程度の幅のある日時の記載をもって、当該虐待行為等の日時を「できる限り」特定したといえるのかについて検討することが求められよう。また、個々の虐待行為等の日時を具体的に特定することが典型的に困難であり得るとすれば、そのことを踏まえた実体法の枠組みなどを検討する必要もあろう。

また、特に性的虐待事案等において、羞恥心など様々な理由から、「～～されたと思う」など、子どもが自身の受けた被害について断言を避けたり、矮小化して話したり、そもそもトラウマ記憶などの影響により具体的な内容について話せなかったりすることは珍しくない。それにもかかわらず、他の一般的な刑事事件の成人の被害者と同程度の供述を行うことが子どもにも求められるとすると、子どもに相当な心理的負担を負わせるだけでなく、かえって誤った事実認定につながるおそれも十分に存在する。そのような観点から、この種の事案における犯罪事実の立証方法、子どもの供述の評価方法、実体法の枠組みなどを引き続き検討する必要がある。

## 第5. 附録・参考資料

### ガイドライン一般について

子どもに対する司法面接に関するガイドラインのうち、オープンアクセスが可能なものとして、

- State of Michigan Governor' s Task Force on Child Abuse and Neglect, & Department of Health and Human Service, *Forensic Interviewing Protocol* (4th ed. 2017) (<https://www.canconferenceuofm.org/wp-content/uploads/C-4-1.pdf>)
- Oregon Department of Justice, Crime Victim and Survivor Services Division, & Child Abuse Multidisciplinary Intervention (CAMI) Program, *Oregon Interviewing Guidelines* (4th ed. 2021 updated 2021) (<http://www.doj.state.or.us/wp-content/uploads/2018/03/OIG-2021-Final.pdf>)
- National Children' s Alliance, *National Standards of Accreditation for Children' s Advocacy Centers* (2023) (<https://www.nationalchildrensalliance.org/wp-content/uploads/2021/10/2023-RedBook-v5B-t-Final-Web.pdf>)

子どもに対する司法面接も含む、刑事手続過程における被害者及び目撃者に対する聴取等に関するガイドラインとして、

- Ministry of Justice, & Nation Police Chief' s Council, *Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings: Guidance on Interviewing Victims and Witnesses, and Guidance on Using Special Measures* (4th ed. 2022, updated 2023) ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1164429/achieving-best-evidence-criminal-proceedings-2023.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1164429/achieving-best-evidence-criminal-proceedings-2023.pdf))

### 代表者聴取等の現状について

日本における、代表者聴取等の実施状況に関する資料として、

- 法制審議会（性犯罪関係）部会第5回会議配布資料「代表者聴取の取組の実情」（2022年）

### 初期聴取及び初期対応について

児童虐待事案における初期対応のガイドラインに関する、国内の先行研究として厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」がある。その研究成果として、

- ・「児童相談所における性的虐待ガイドライン 2011年度版」(2011年) ([http://180.235.242.148/wp-content/uploads/2011/09/sa\\_guideline.pdf](http://180.235.242.148/wp-content/uploads/2011/09/sa_guideline.pdf))

(その他の成果は、<http://csh-lab.com/3sc/document/>にて確認可)

学校における初期聴取に関して、

- ・文部科学省「生活指導提要」(特に、「第7章 児童虐待」171~188頁)(2022年) ([https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt\\_jidou01-000024699-201-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf))
- ・文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(2022年改訂) ([https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt\\_jidou02-100002838.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt_jidou02-100002838.pdf))

米国における初期対応のあり方について、

- ・Office for Victims of Crime, U.S. Department of Justice, First response to victims of crime (2010, updated 2012) ([www.ovc.gov/publications/infores/pdftxt/2010FirstResponseGuidebook.pdf](http://www.ovc.gov/publications/infores/pdftxt/2010FirstResponseGuidebook.pdf))

初期聴取と司法面接の目的や内容の違いを簡単に説明する動画として、

- ・The Child Advocacy Center of the Finger Lakes, Minimal Facts Interviews vs. Forensic interviews  
Part 1: <https://www.youtube.com/watch?v=847Dx3U0dXM>  
Part 2: <https://www.youtube.com/watch?v=OATMbtBELJs>

初期聴取の方法に関する研修及び研修素材として、

- ・認定NPO法人チャイルドファーストジャパン(CFJ)が提供するRIFCR™研修(<https://cfj.childfirst.or.jp/rifcr/>)
- ・文部科学省「児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01196.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html))

## 司法面接に関して

司法面接に全般に関するものとして、

- ・Chris Newlin, Linda Cordisco Steele, Andra Chamberlin, Jennifer Anderson, Julie Kenniston, Amy Russell, Heather Stewart, & Viola Vaughan-Eden, *Child Forensic Interviewing: Best Practices* (2015) (<https://www.nationalcac.org/wp-content/uploads/2016/07/Child-Forensic-Interviewing-Best-Practices.pdf>)
- ・The American Professional Society on the Abuse of Children Task Force, *Forensic Interviewing of Children* (2023) (<https://www.apsac.org/guidelines>)

- Michael E. Lamb, Irit Hershkowitz, Yael Orbach, & Phillip W. Esplin, *Tell Me What Happened: Structured Investigative Interviews of Child Victims and Witnesses* (2008)
- Michael E. Lamb, Deirdre A. Brown, Irit Hershkowitz, Yael Orbach, & Phillip W. Esplin, *Tell Me What Happened: Questioning Children about Abuse* (2d ed. 2018)
- Michael E. Lamb, David J. La Rooy, Lindsay C. Malloy, & Carmit Katz eds., *Children's Testimony: A Handbook of Psychological Research and Forensic Practice* (2d ed. 2011)
- 仲真紀子編『子どもへの司法面接 考え方・進め方とトレーニング』（有斐閣、2016年）
- デブラ・A・プール（司法面接研究会訳）『子どもの話を聴く 司法面接の科学と技法』（ちとせプレス、2022年）

開示に関わる機序（ダイナミクス）に関するものとして、

- Ramona Alaggia, Disclosing the Trauma of Child Sexual Abuse: A Gender Analysis, *Journal of Loss & Trauma*, 10, 453-470 (2005)
- Rosaleen McElvaney, Disclosure of Child Sexual Abuse: Delays, Non-disclosure and Partial Disclosure. What the Research Tells Us and Implications for Practice, *Child Abuse Review*, 24(3) , 159-169 (2015)
- Irit Hershkowitz, Omer Lanes, & Michal E. Lamb, Exploring the Disclosure of child Sexual Abuse with Alleged Victims and their Parents, *Child Abuse & Neglect*, 31, 111-123 (2007)
- Ramona Alaggia, Delphine Collin-Vézina, & Rusan Lateef, Facilitators and Barriers to Child Sexual Abuse (CSA) Disclosures: A Research Update (2000-2016) , *Trauma Violence & Abuse*, 20(2) , 260-283 (2019)
- See also National Children's Advocacy Center, *Disclosure of Child Sexual Abuse: A Bibliography* (2021) (<https://calio.org/wp-content/uploads/2021/07/disclosure-bib.pdf>)

ソーシャルサポートに関するものとして、

- Yeal Karni-Visel, Irit Hershkowitz, Michael E. Lamb, & Uri Blasbalg, Nonverbal Emotions While Disclosing Child Abuse: The Role of Interviewer Support, *Child Maltreatment*, 28(1) , 66-75 (2023)
- Uri Blasbalg, Irit Hershkowitz, & Yael Karni-Visel, Support, Reluctance, and Production in Child Abuse Investigative Interviews, *Psychology, Public, & Law*, 24(4) , 518-527 (2018)

- Elizabeth C. Ahern, Irit Hershkowitz, Michael E. Lamb, Uri Blasbalg, & Yael Karnil-Visel, Examining Reluctance and Emotional Support in Forensic Interviews with Child Victims of Substantiated Physical Abuse, *Applied Developmental Science*, 23(3) , 227-238 (2019)

面接室に関するものとして、

- Amy Russell, Forensic Interview Room Set-up, *Half a Nation by Newsletter* (2004)

子どもの記憶と質問に関するものとして、

- Maggie Bruck, & Stephen J. Ceci, The Suggestibility of Children's Memory, *Annual Review of Psychology*, 50(1) , 419-439 (1999)
- Brooke B. Felts Martine B. Powell, Pamela C. Snow, & Carolyn H. Hughes-Scholes, An Examination of the Association between Interviewer Question Type and Story-Grammar Detail in Child Witness Interviews about Abuse, *Child Abuse & Neglect*, 34, 407-413 (2010)
- Samantha J Andrews, Elizabeth C. Ahern, Stacia N. Stolzenberg, & Thomas D. Lyon, The Productivity of Wh- Prompts When Children Testify, *Applied Cognitive Psychology*, 30(3) , 341-349 (2016)

特に、性的虐待の被害に関する子どもの記憶と供述に関するものとして、

- Noga Tsur, Carmit Katz, & Bella Klebanov, Peritraumatic Pain in Child Sexual abuse: Children's Descriptions of Pain as Conveyed in Their Testimonies Following Child Sexual Abuse, *Journal of Interpersonal Violence*, 37(7-8) , 4393-4414 (2020)
- Stacia N. Stolzenberg, Kelly McWilliams, & Thomas D. Lyon, Spatial Language, Question Type, and Young Children's Ability to Describe Clothing: Legal and Developmental Implications, *Law & Human Behavior*, 41(4) , 398-409 (2017)
- Carmit Katz, & Irit Hershkowitz, The Effect of Multipart Prompts on Children's Testimonies in Sexual Abuse Investigations, *Child Abuse & Neglect*, 36(11-12) , 753-709 (2012)

特に、日時や時間などに関する子どもの記憶と供述に関するものとして、

- William J. Friedman, Elaine Reese, & Xin Dai, Children's Memory for the Times of Events from the Past Years, *Applied Cognitive Psychology*, 25(1) , 156-165 (2011)

- William J. Friedman, The Development of Temporal Metamemory, *Child Development*, 78(5) , 1472-1491 (2007)
- William J. Friedman, & Thomas D. Lyon, Development of Temporal-Reconstructive Abilities, *Child Development*, 76(6) , 1202-1216 (2005)
- Jeff Loucks, & Heather L. Price, Memory for Temporal Order in Action is Slow Developing, Sensitive to Deviant Input, and Supported by Foundation Cognitive Processes, *Development Psychology*, 55(2) , 263-273 (2019)
- Yeal Orbach, & Michael E. Lamb, Young Children's References to Temporal Attributes of Allegedly Experienced Events in the Course of Forensic Interviews, *Child Development*, 78(4) , 1100-1120 (2007)
- Lindsay Wandrey, Thomas D. Lyon, Jodi A. Quas, & William J. Friedman, Maltreated Children's Ability to Estimate Temporal Location and Numerosity of Placement Changes and Court Visits, *Psychology, Public, Policy, & Law*, 18(1) , 79-104 (2012)

聴取の導入及びラポール形成の重要性に関するものとして、

- Kathleen J. Sternberg, Michael E. Lamb, Irit Hershkowitz, Liora Yudilebitch, Yael Orbach, Philip W. Esplin, & Meir Hovav, Effects of Introductory Style on Children's Abilities to Describe Experiences of Sexual Abuse, *Child Abuse & Neglect*, 21(11) , 1133-1146 (1997)
- Michael E. Lamb, & Deirdre A. Brown, Conversational Apprentices: Helping Children Become Competent Informants about Their Own Experiences, *British Journal of Developmental Psychology*, 24, 215-234 (2006)

研修方法に関するものとして、

- Davut Akca, Cassandra Dion Lariviere, & Joseph Eastwood, Assessing the Efficacy of Investigative Interviewing Training Courses: A Systematic Review, *International Journal of Police Science & Management*, 23(1) , 73-84 (2021)
- Martine B. Powell, Designing Effective Training Programs for Investigative Interviewers of Children, *Current Issues in Criminal Justice*, 20(2) , 189-208 (2008)
- Phillip W. Esplin, & Susanne Mitchell, Is Ongoing Feedback Necessary to Maintain the Quality of Investigative Interviews with Allegedly Abused Children?, *Applied Developmental Science*, 6(1) , 35-41 (2002)
- Sonja P. Brubacher, Elizabeth P. Shulman, Madeleine J. Bearman, & Martine B. Powell, Teaching Child Investigative Interviewing Skills: Long-Term Retention

Requires Cumulative Training, *Psychology, Public Policy, & Law*, 28(1), 123-136 (2002)

- Michael E. Lamb, Kathleen J. Sternberg, Yael Orbach, Irit Hershkowitz, Dvora Horowitz, & Phillip W. Esplin, The Effects of Intensive Training and Ongoing Supervision on the Quality of Investigative Interviews with Alleged Sex Abuse Victims, *Applied Developmental Science*, 6(3), 114-125 (2000)

### 司法面接プロトコルについて

日本において現在主に用いられている司法面接プロトコルとして、

- NICHD プロトコルにもとづく最小限の手続き (<https://forensic-interviews.jp/doc/?r=276>)
- ChildFirst®司法面接研修 (<https://cfj.childfirst.or.jp/childfirst/>)

両者の違いについては、

- 山田不二子「本邦における司法面接の現状」子どもの虐待とネグレクト 24 巻 2 号 (2022 年) 167 頁以下

NICHD Protocol については、

- Michael E. Lamb, Yael Orbach, Phillip W. Esplin, Irit Hershkowitz, & Dvora Horowitz, A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol, *Child Abuse & Neglect*, 31, 1201-1231 (2007)
- Heather Stewart & David La Rooy, NICHD: Where We' ve Been and Where We Are Now, *APSAC ADVISOR*, 32(2), 30-35 (2020)

ChildFirst® Forensic Interview Protocol については、

- Rita Farrell, & Victor Vieth, ChildFirst® Forensic Interview Training Program *APSAC ADVISOR*, 32(2), 56-63 (2020)

諸外国で用いられているその他の主要なプロトコルについては、*APSAC ADVISOR* Vol. 32 No. 2 参照。

### その他

英国における司法面接者の手続関与に関するものとして

- ・ Joyce Plotnikoff, & Richard Woolfson, *Intermediaries in the Criminal Justice System: Improving Communication for Vulnerable Witnesses and Defendants* (2015)

法廷における尋問方法と子どもの供述に関するものとして

- ・ J. Zoe Klemfuss, Jodi A. Quas, & Thomas D. Lyon, Attorney' s Questions and Children' s Productivity in Child Sexual Abuse Criminal Trials, *Applied Cognitive Psychology*, 28(5) 780-788 (2014)

## ヒアリング対象

### ヒアリング調査概要

本プロジェクトでは、日本で現在行われている取組みの実情や課題等を把握し、かつ実際に実務者らが利用又は参照可能な日本版司法面接ガイドライン及び日本版司法面接プロトコルを作成するため、日本版司法面接に携わっている実務者及び関連分野の研究者らに対してヒアリングを行い、コメントをいただいた。本務にご多忙の中、以下にお名前を挙げることをお許しくださった方々を含め、ヒアリング調査にご協力いただいたすべての皆様に心より感謝申し上げます。もとより、本資料の記述に関する全責任は筆者である検討委員会にある。

### 1. ヒアリング手法

対面、Zoom を用いたオンライン又は書面

### 2. 実施時期

令和5年4月から7月までの期間

### 3. ヒアリング対象（敬称略）

- ・ 足立 由紀子  
横浜市南部児童相談所
- ・ 一場 順子  
くれたけ法律事務所 弁護士/社会福祉法人カリヨン子どもセンター司法面接室
- ・ 一宮 里枝子  
福岡県福岡児童相談所 常勤弁護士
- ・ 木田 秋津  
小林・福井法律事務所 弁護士/社会福祉法人カリヨン子どもセンター司法面接室
- ・ 中野区児童相談所担当者
- ・ 仲 真紀子  
理化学研究所 理事/北海道大学 名誉教授/立命館大学 客員教授

- ・中村 葉子  
つくし法律事務所 弁護士
- ・根ヶ山 裕子  
名古屋市西部児童相談所 常勤弁護士
- ・毎原 敏郎  
兵庫県立尼崎総合医療センター 小児科医
- ・緑 大輔  
一橋大学大学院法学研究科 教授
- ・山田 不二子  
チャイルドファーストジャパン (CFJ) 理事長
- ・脇中 洋  
大谷大学 社会学部 現代社会学科 教授
- ・ティム・ドウスイット (Tim Douthit)  
マディソン郡地方検事局 主任検事  
[Madison County District Attorney's Office, Chief Trial Attorney]
- ・トリーシャ・メルバーグ・ケーター (Trisha Mellberg Cater)  
アラバマ州検事局副局長兼アラバマ州地方弁護士協会副会長  
[Deputy Director of the Alabama office of Prosecution Services and Alabama District Attorneys Association]

#### 4. ヒアリング内容例

- ・現状における手続きの流れ
- ・ソーシャルサポートについて
- ・多機関多職種連携について
- ・面接に関して
- ・研修に関して
- ・証拠に関して

<新司法面接プロジェクト検討委員会委員（敬称略）>

リンダ・コーディスコ・スティール (Linda Cordisco Steele)

NCAC の司法面接研修と事業のディレクター

The Director of Forensic Interview Training and Services of NCAC

稲谷 龍彦

京都大学大学院法学研究科教授

田中 駿登

京都大学大学院法学研究科特定助教

田村 正博

京都産業大学法学部教授

飛田 桂

NPO 法人子ども支援センターつなぐ代表理事、弁護士

増井 敦

京都産業大学法学部准教授

吉開 多一

国士舘大学法学部法律学科教授

<コラム：「面接へのぬいぐるみの持ち込みとファシリテイドッグの安全性」を担当>

山本 真理子

帝京科学大学 生命環境学部講師

<制作補助：特例認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ事務局>

新井 香奈

力 さおり

清水 瞳

牧田 富美子

村松 文子

栗本 正幸

武田 悠

タン・テオドロ・ダニカ

土江 可織

---

日本版司法面接ガイドライン  
(新司法面接プロジェクト)

令和 5 年 11 月 20 日

特例認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ

〒231-0005 神奈川県横浜市本町中区 5-49 甲陽ビル 6 階

TEL: 045-232-4121 FAX:045-264-7800

MAIL : [info@tsunagg.org](mailto:info@tsunagg.org) HP: <https://tsunagg.org>

---